

平泉

－ 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 －

遺産影響評価に係る研究報告書



世界遺産平泉保存活用推進実行委員会

令和2年（2020）3月

目 次

序 章	報告書作成の背景・目的・経緯	3
1	背景	3
2	目的	3
3	留意点	4
4	委員会の設置	4
5	今後の具体的な運用方法	6
第 1 章	資産の概要	7
第 2 章	平泉の HIA の課題	18
第 3 章	OUV とその属性	20
1	SOUV の構成	20
2	OUV の属性	23
3	OUV の属性と諸要素・評価基準との関係	24
4	OUV の属性と観察・評価に必要な 2 つの側面との関係	25
第 4 章	具体的な開発行為等と OUV の属性との関係を観察・評価する際の留意点	31
1	道路事業等	31
2	携帯電話基地局等	32
3	風力発電施設	33
4	太陽光発電施設	33
5	建築物その他の工作物の新築又は増改築	34
6	仏堂等の新築又は増改築	35
7	屋外広告物等（広告物以外の掲示物を含む）	35
8	資産内における発掘調査	36
9	資産内における遺跡（遺構・遺物）の修復、保全環境の改善	36
第 5 章	開発行為等による OUV の属性への影響を観察・評価するための地点設定	40
第 6 章	開発行為等の OUV の属性に対する負の影響の程度	64
1	負の影響の程度（HIA の観察・評価の指標）区分	64
2	OUV の属性と負の影響の程度区分との関係	65
3	開発行為等による OUV の属性への影響が問題となる事例	65

第7章	OUVの属性への影響に対するモニタリング（経過観察）の指標	71
第8章	HIAに必要なとなる資料	73
1	事業内容	73
2	景観の側面からのシミュレーション	74
3	地下の遺跡（遺構・遺物）に関する情報	74
終章	本報告書の成果の概要と今後の課題	75
1	本報告書の成果の概要	75
2	今後の課題	75

参考資料

1	開発行為等が景観等へ与える影響のシミュレーション	79
2	これまで実施したHIAの実績	90
3	保存管理に係る運営体制及びHIA実施要領	104
4	OUVの属性への負の要因と経過観察指標との関係整理	108
5	イコモス（ICOMOS）による「平泉」の評価書（2011）	110
6	「平泉」の世界遺産一覧表への記載に係る世界遺産委員会決議 （決議 35COM 8B.30）	137
7	「平泉」遺産影響評価基準等策定検討委員会設置要綱	140

序章 報告書作成の背景・目的・経緯

1 背景

「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡 -」（以下「平泉」という）の遺産影響評価（HIA; Heritage Impact Assessment. 以下「HIA」という）については、平成 23 年（2011）の世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決議された際、道路改修をはじめ開発計画に対する HIA が求められたことから、今日に至るまで必要に応じて HIA を実施してきた。その過程では、岩手県教育委員会が設置する「平泉遺跡群調査整備指導委員会」が HIA を行い、その結果に基づき、岩手県内の世界遺産を総合的に保存と活用を行うために設置された「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（以下、「推進協」という）が、遺産への影響を軽減するために種々の調整作業を行ってきたところである。

当初は、それまでの日本国内の世界遺産において HIA が行われていた事例がなかったことから、平成 23 年（2011）に国際記念物遺跡会議（イコモス（ICOMOS）；以下「イコモス」という）が示した「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」（原題；Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties）¹などを参考として「平泉」における独自の方法で HIA を実施してきた。しかし、平成 31 年（2019）4 月、文化庁から「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」²が示されたことから、改めて「平泉」がもつ顕著な普遍的価値（OUV; Outstanding Universal Value、以下「OUV」という）を分析し OUV の属性を定義するとともに、それらに対して建築物及びその他の工作物の設置、土木事業又は樹木の伐採など現状を著しく改変する行為のみならず、史跡等の理解を促進するための各種の整備事業及び発掘調査等による不可逆的に現状を変更する行為（以下「開発行為等」という）が OUV の属性に及ぼす影響の程度を客観的に把握するために、観察・評価の指標を作成する作業を行うこととした。

2 目的

本報告書作成の目的は、「平泉」の OUV の属性を定義し、各種の開発行為等がそれらに及ぼす影響の程度について客観的に示すことにより、各種の開発行為等に対して適切な HIA を行う際に観察・評価の目安となる指標（以下、「HIA の指標」という）を提供しようとするものである。

「平泉」における HIA の指標の作成及びその具体的な運用のプロセスには、以下の 2 つのステージを想定することができる。

¹ 以下の URL からダウンロードできる。
https://www.icomos.org/world_heritage/HIA_20110201.pdf

² 以下の URL からダウンロードできる。
<https://www.tobunken.go.jp/japanese/publication/pdf/2019-research-HIA.pdf>

第1ステージ：「平泉」におけるHIAの指標の設定（令和元（2019）年度）

→ 「平泉」のOUVの属性を定義し、それらに対して開発行為等が及ぼす影響の程度をHIAの指標として設定する。

第2ステージ：「平泉」におけるHIAの実施（令和2（2020）年度以降）

→ 第1ステージで設定したHIAの指標の具体的な運用方法を定める。

3 留意点

本報告書は、「平泉」のOUVの保護に資する観点から、以下の前提の下に作成した。

(1) 「平泉」のOUVについては、基本的には現行法令が十分に機能することによって保全されるものであること。

「イコモス評価書」（平成23年（2011）、英語版の233ページ左欄には、（文化財保護法により）資産内において実施される保護の方法について、OUVに対し開発からの負の影響を与えることがないことを明記している。本書の参考資料5（128ページ）を参照されたい。

(2) 一方で、現行法令のみではOUVの保護が確実ではないことも世界遺産委員会から指摘され、HIAの実施が求められていること。

「イコモス評価書」（平成23年（2011）、英語版の233ページ右欄には、（平泉町景観計画により）緩衝地帯における建築制限の方法は、比較的良好な効果を達成しているが改善の余地がある。景観や周辺環境を保護することには、各遺跡が都市の中に散在していることから生じる困難があることを明記している。

同じく「イコモス評価書」（平成23年（2011）、英語版の232ページ右欄には、すべての事業は、資産と金鶏山との間及び周辺環境との視覚的結合を含めて、OUVの属性への潜在的な影響について考慮するために、遺産影響評価を実施した後に着手することを確実にすることが必要であることを明記している。本書の参考資料5（127ページ）を参照されたい。

(3) 各種の開発行為等が「平泉」のOUVにどの程度の影響を及ぼすのかについて把握する場合には、世界遺産委員会の決議及びイコモスの評価書の内容を十分に踏まえることが必要であること。

(4) 現在、HIAの根拠となる国内法は存在しないことから、HIAの指標を策定する場合には、現行法令による規制を踏まえつつ、それだけではOUVの保全が確実でない場合があることも想定し、負の影響が予測される開発行為等も網羅的に含む内容としておく必要があること。

4 委員会の設置

(1) 設置の経緯

HIAを実施する前提として、資産のOUVの属性を定義する必要がある。そのため、「平

泉」についての世界遺産委員会決議及びイコモスの評価書の内容に通暁する国内の有識者を対象として、「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - 」遺産影響評価基準等策定検討委員会」（以下「委員会」という）³を設置し、HIA の指標の検討を行った。

(2) 設置者

世界遺産平泉保存活用推進実行委員会（以下「実行委員会」という）

(3) 設置期間

令和元年（2019）6月19日（水）～令和2年（2020）3月31日（火）

(4) 構成（委員名簿）

氏名	専門分野	現職名等	備考
岡田 茂弘	考古学	国立歴史民俗博物館名誉教授	平泉遺跡群調査整備指導委員会保存管理計画検討部会部会長
西 和彦	建築史 遺産保全論	東京文化財研究所国際情報研究室室長	
本中 眞 (委員長)	庭園史 世界遺産	前内閣官房内閣参事官（産業遺産の世界遺産登録推進室）	

※ 実行委員会は、「平泉」の保存及び活用を推進するために、岩手県及び関係する一関市、奥州市、平泉町、ガイド団体等の民間組織、大学等を構成員として、平成27年（2015）4月に設置されたものである。なお、本報告書の作成は、令和元（2019）年度の文化庁国庫補助事業「地域文化財総合活用推進事業」を活用して実施したものである。

(5) 実績

ア 第1回

日時：令和元年（2019）6月19日（水）午前9時～午後5時

場所：一関市総合体育館ユードーム会議室（岩手県一関市）ほか。（現地確認を含む）

内容：① 世界遺産委員会決議とイコモス評価に基づく OUV 及び OUV の属性の共通理解

② OUV の属性に対し開発行為が与える影響を検討するための観察・評価の地点の設定

③ 想定される開発行為等に対し、景観的観点からの観察・評価の地点の設定

イ 第2回

日時：令和元年（2019）10月25日（金）午前9時～午後5時（現地確認を含む）

場所：岩手県南広域振興局一関合同庁舎（一関市竹山町）ほか。（現地確認を含む）

内容：① 開発行為等のシミュレーションに基づき、観察・評価の各地点における影響

³ 当初、委員会の名称及び設置要綱の目的において「評価基準」との用語を用いていたが、その後、世界遺産一覧表への記載のための評価基準と明確に区分する観点から、本報告書では「HIA の指標」と言い換えることとした。

の程度を把握

- ② 景観的観点以外（考古学的区分）についての検討
- ③ HIA の提示方法についての検討
- ④ 報告書目次等構成案についての検討

ウ 第3回

令和2年（2020）3月13日（金）に開催し、報告書等の構成・内容について最終確認を実施する予定であったが、新型コロナウイルスによる感染拡大防止と委員及び職員の健康保持を図る観点から中止し、各委員と個別に協議を進めつつ、最終案について委員長との協議の下に事務局が取りまとめた。

委員会の設置要綱については、参考資料7として本報告書の巻末（140ページ）に添付した。

また、内容を調整するため、上記委員会のほか、実行委員会の事務局及び実行委員会を構成する市町と委員による事務打合せを計7回行った。

なお、これらの委員会及び委員等による事務打合せの際には、文化庁文化資源活用課世界文化遺産部門の鈴木地平文化財調査官をはじめとする関係職員の同席を求め、必要な指導・助言を得たほか、67～70ページ及び80～89ページに掲示したシミュレーション写真の作成については、株式会社文化財保存計画協会及び株式会社プランニングネットワークの協力があった。

5 今後の具体的な運用方法

本報告書に示したHIAの観察・評価の指標を今後どのように具体的に運用していくのかの方法については、令和2（2020）年度以降に検討を踏まえて定めることとする。

また、「平泉」のHIAを含む保存管理については、既に「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」⁴（最終改定；平成31年（2019）3月：以下「包括的保存管理計画」という）においてHIAの実施に係る概要を定めている。

したがって、本報告書に示したHIAの観察・評価の指標を包括的保存管理計画の付編として位置づけるとともに、令和2（2020）年度に定める予定の具体的な運用方法も含め、包括的保存管理計画の全体を実施していくこととする。

⁴ 以下のURLからダウンロードできる。

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/725/25bessatu4.pdf

第1章 資産の概要

「平泉」は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤としつつ、本州北部の境界領域において、奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営した政治・行政上の拠点である。

特に「平泉」の建築・庭園及び考古学的遺跡群は、日本の自然崇拜思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくにつれて興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の表現を目的として創造されたもので他に類例は見られない。それは、来世においては阿弥陀如来の極楽浄土への往生を祈願するとともに、現世においても仏国土（浄土）の荘厳に接したいという人間の強い願望に基づき、遙か彼方に存在するとされた仏国土（浄土）と美しい自然の地形や風物に彩られた現実の世界との接点において実現された。そこに表現された現世と来世に基づく浄土思想の死生観は、今もなお「平泉」の寺院の仏堂や境内で行われている宗教儀礼・民俗芸能にも確実に継承されている。

世界遺産一覧表に記載された「平泉」は、仏国土（浄土）を空間的に表現した一群の建築・庭園の芸術作品を含む中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡をはじめ、それらと直接的な文脈及び空間的一体性を持つ金鷄山の各構成資産から成る。

これら一群の構成資産は、東を東稲山及び北上川、西をなだらかに連続する丘陵、南を太田川、北を衣川にそれぞれ臨む風光明媚で水の豊かな自然の地形・環境に立地する。

○ 資産の概要

所在地	岩手県西磐井郡平泉町（緩衝地帯は一関市・平泉町が含まれる）
記載年	平成23年（2011）
評価基準	(ii)、(vi)
構成資産	1 中尊寺、2 毛越寺、3 観自在王院跡、4 無量光院跡、5 金鷄山
資産面積	176.2ha
緩衝地帯面積	6,008.8ha

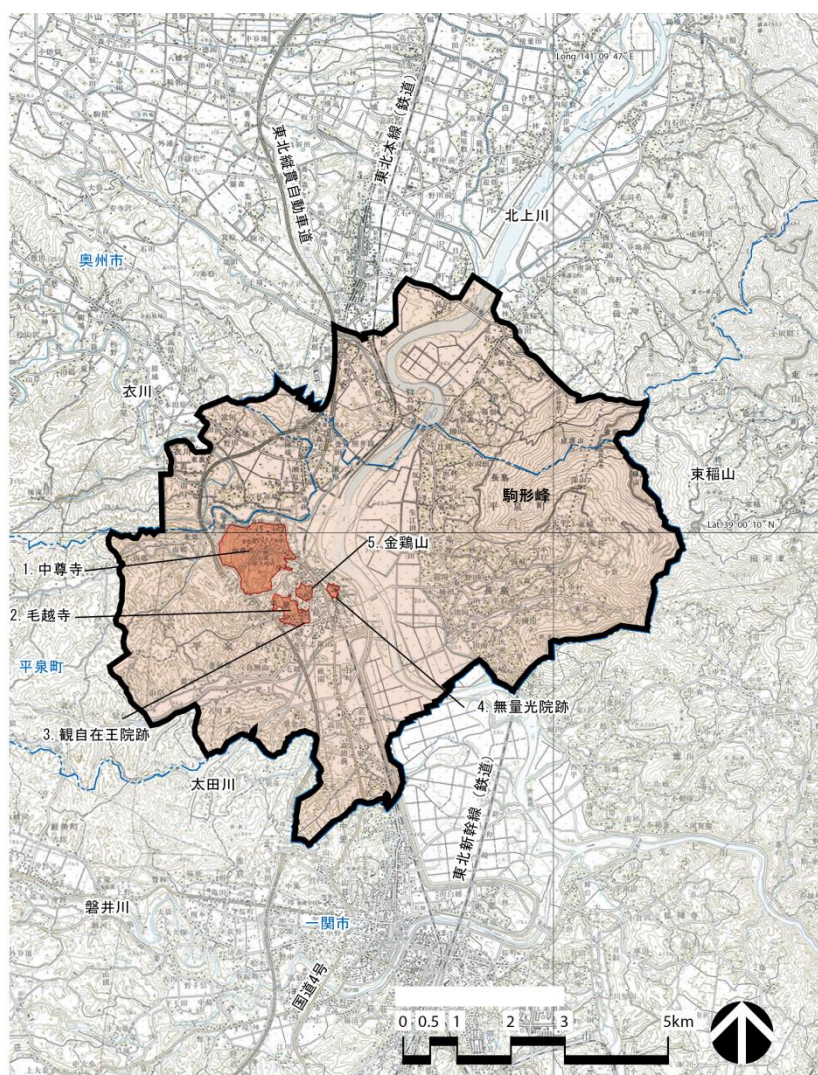
評価基準(ii)：建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの。

評価基準(vi)：顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この評価基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

※ 金鷄山は、毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡の各庭園が仏国土(浄土)を表現した作品として創造される上で重要な意味を持ったほか、浄土思想に直接関係する建築・庭園の作品群を生み出す起点となった重要な遺跡である。



写真1 資産の全景（駒形峰展望台から資産方向を望む）



凡例		
 構成資産	1. 中尊寺	(137.2ha)
 緩衝地帯 6,008.8ha	2. 毛越寺	(22.7ha)
 市町境界	3. 親自在王院跡	(3.8ha)
	4. 無量光院跡	(4.2ha)
	5. 金鷄山	(8.3ha)

図1 構成資産及び緩衝地帯の位置図

(1) 中尊寺

中尊寺は、平泉町の中心部北側の関山丘陵に位置する寺院である。奥州藤原氏初代清衡が、日本の北方領域における政治・行政上の拠点として平泉を造営するのにあたり、12世紀初頭から四半世紀をかけて、現世における仏国土（浄土）を表す精神的な中核の寺院として最初に造営された。

清衡は、それまで支配下にあった江刺郡豊田館から、奥六郡の南限にあたる衣川を越えてさらに南へと進出し、関山丘陵に中尊寺を造営した。大治元年（1126）の「鎮護国家大伽藍一区」の建立に係る『中尊寺供養願文』には、「蝦夷」の征討以来、奥州での多くの戦で亡くなったものの靈魂を敵味方の区別なく淨刹（浄土）へと導くとともに、辺境の地とされた奥州に法華經に基づく現世の仏国土（浄土）を造ろうとした初代清衡の強く深遠なる願いが示されている。

12世紀末期の中尊寺には、40にも及ぶ堂宇と300にもものぼる禅坊（僧侶の住居）が存在したとされている（『吾妻鏡』）。それらは、衣川に面する関山丘陵（標高30～150メートル）の北斜面に、多数の平坦面を造成して建てられていた。

境内は、中尊寺及び支院群が位置する北丘陵と山林に覆われた南丘陵に二分できる（図2）。北丘陵には、東麓から尾根沿いに西の丘陵頂部に向かって月見坂と呼ぶ杉並木の表参道が延びる。丘陵頂部に近い開けた平坦地には本堂など一群の建造物が存在するほか、境内の地下には大池及び三重池などの園池跡や建物跡が埋蔵されている。

保延3年（1337）の火災により、金色堂、その覆堂、経蔵の一部を除くほとんどの堂宇は焼失した。近世には、仙台藩主伊達氏の庇護の下に、現在に残る他の建造物は保護され、月見坂などの参道が整備された。現在の中尊寺境内には、本坊をはじめ、17の支院、白山信仰に基づき北の鎮守社として勧請された白山神社が存在し、今日においても伝統的宗教活動が活発に行われている。

境内においては、昭和28年（1953）から令和元年（2019）に至るまで、計81回に及ぶ発掘調査が行われてきた。その結果、『供養願文』に言う「鎮護国家大伽藍一区」跡である可能性が高い「大池伽藍跡」と呼ばれる仏堂・園池の跡をはじめ、かつての寺院の様相を知ることのできる礎石建物跡・掘立柱建物跡・堀跡・園池跡・道路跡・井戸跡など、各種の遺構と多量の遺物が発見された。

境内には、金色堂、金色堂覆堂、経蔵のほか、12世紀の石塔文化の特質を表す願成就院宝塔・釈尊院五輪塔など、国宝及び重要文化財に指定された建造物が存在する。また、大池伽藍跡をはじめ、境内の全域が特別史跡中尊寺境内に指定されている。

さらに、現在の中尊寺境内では、奥州における戦で落命した全てのものの靈魂を極楽浄土へと送るために清衡が祈祷を行ったところ、1匹の猿が現れて念仏踊りを舞い、それらの靈魂を極楽浄土へと導いたとの伝承に基づく「川西大念仏剣舞」が毎年行われている。



写真2 金色堂

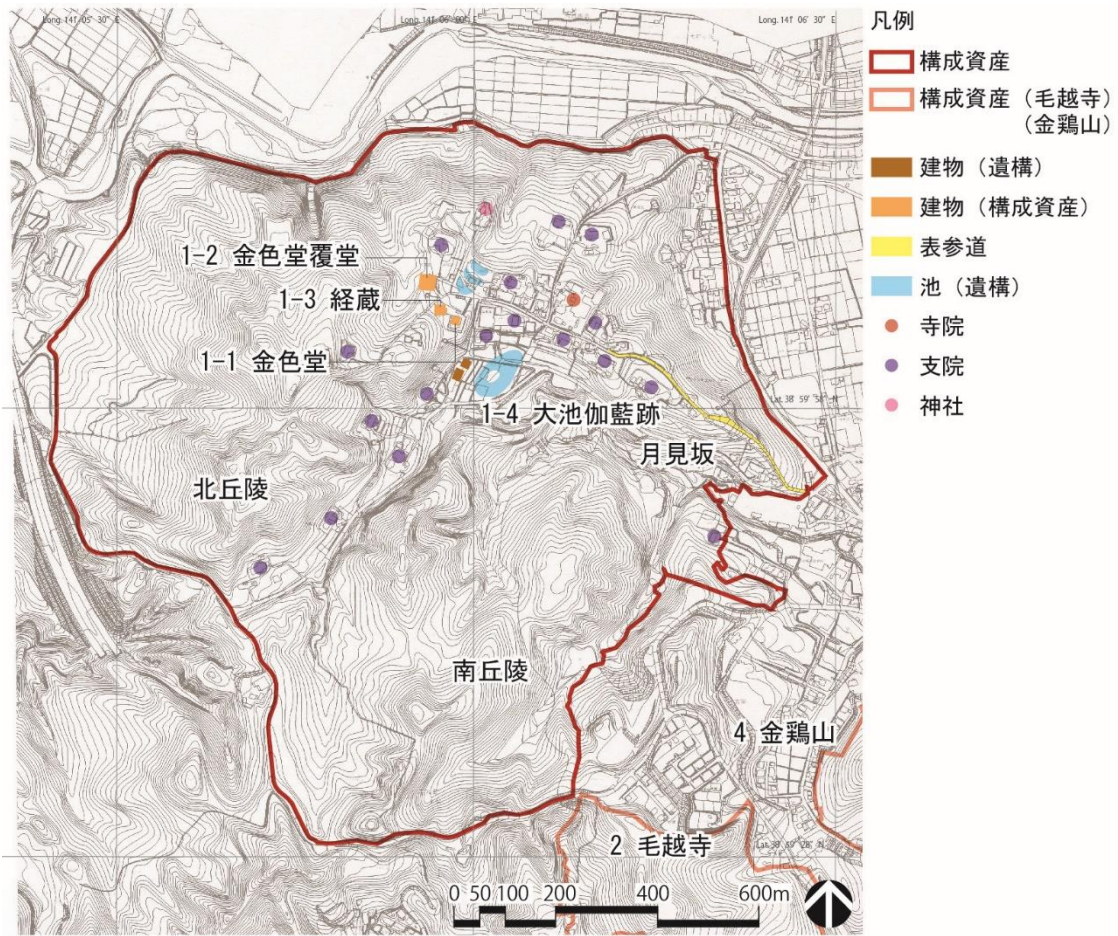


図2 中尊寺全体図

(2) 毛越寺

平泉町の中心部の南側に位置し、12世紀中頃に奥州藤原氏二代基衡が造営した寺院である。それは、平安京東郊の白河の地に天皇の御願寺として造営された法勝寺を模範とした可能性が高いとされている。また、毛越寺の地割の東端が金鶏山の山頂から南への延長線に合致することから、毛越寺の設計は金鶏山の位置と緊密な関係を持っていたことが知られる。

12世紀末期の毛越寺には、40にも及ぶ堂宇と500にもものぼる禅坊が存在したとされている(『吾妻鏡』)。毛越寺の主要伽藍は、二代基衡が建造した円隆寺、三代秀衡が建造した嘉勝寺などから成る。壮麗さにおいては国内で並ぶものがないと評された円隆寺は、北側に位置する塔山(標高121メートル)などの丘陵の区域を背景として建てられ(『吾妻鏡』)、堂内には平安京の仏師に製作を依頼して完成した薬師如来像が本尊として安置された。金堂の両側から東西に向かって回廊が伸び、途中で南に折れ、その南端には経楼と鐘楼が建てられた。これらの堂宇の南側には大きな園池が広がり、堂宇の周辺を含めて主に薬師如来の仏国土(浄土)を表す浄土庭園が造営された。

円隆寺の西側には嘉勝寺、後方には講堂、東には常行堂・法華堂などの主要堂宇が建ち並んでいた。さらに、その南側には南大門が建ち、東西の大路に面していた。

嘉禄2年(1226)に円隆寺金堂が焼失し、元亀4年(1573)には南大門が焼失した。また、慶長2年(1597)には常行堂・法華堂が焼失した。

17世紀から19世紀半ばにかけては仙台藩主伊達氏の庇護の下に境内の状態が保護され、享保17年(1732)には現存する常行堂が建立された。

現在の常行堂では、毎年1月に常行三昧の修法とともに重要無形民俗文化財に指定されている「毛越寺の延年」の舞が行われるなど、様々な宗教行事が活発に行われている。

昭和5年(1930)に円隆寺跡、昭和30～33年(1955～1958)に主要伽藍と庭園、昭和55～平成2年(1980～1990)に庭園の「大泉が池」をそれぞれ対象として、発掘調査が実施された。その結果、円隆寺跡、嘉勝寺跡、講堂跡、常行堂跡、法華堂跡などから成る伽藍の礎石や基壇が発見された。その他にも、土塁跡、南大門跡、東門跡などについても発掘調査が行われた。

「大泉が池」の発掘調査では、北東岸において導水のための遣水の跡を発見したほか、西南岸の池尻においては排水溝の跡を発見した。また、儀式の遺構としては、園池の北岸にあたる仏堂前面において、幡などを立てたと推定される一群の柱穴跡も発見された。さらに、毛越寺境内と東隣の観自在王院境内との間には、南北方向の通路状の石敷広場の跡と牛車を格納する車宿の跡が発見された。



写真3 毛越寺庭園

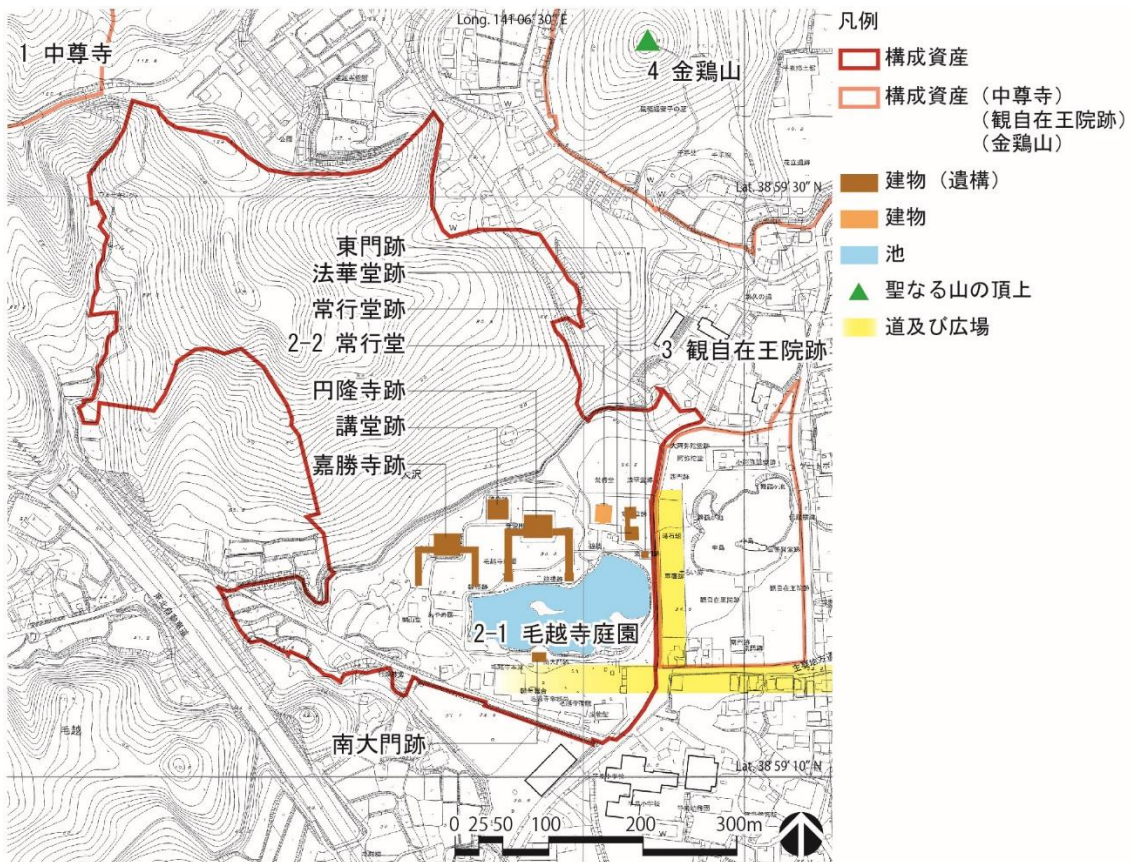


図3 毛越寺全体図

(3) 観自在王院跡

観自在王院は、基衡の妻が建立した寺院で、住居を寺に改めた可能性のあることが指摘されている。毛越寺境内の東には、かつて幅 30 メートルの南北方向の通路状広場を介して観自在王院の境内が接していた。

発掘調査の結果、敷地の北側に大阿弥陀堂・小阿弥陀堂などの主要堂宇が建ち、その南側には中島を擁する大きな園池が設けられていたことが判明した。

「舞鶴が池」と呼称される園池は、東西 100 メートル、南北約 100 メートルの規模を持ち、中央に東西約 30 メートル、南北約 12 メートルの中島が設けられていたことが判明した。さらに、毛越寺の庭園の「大泉が池」とは異なり、比較的簡素な意匠・構造の園池であったことも判明した。

「舞鶴が池」の平面形状は、「池は鶴か亀の形に掘るべし」と記す『作庭記』の記述と一致する。また、池の水際の白浜の形状、景石の配置、西岸中央部付近の伝うように水が落ちる滝石組の構造も『作庭記』の記述に一致している。池の水は、毛越寺境内の北東隅に位置する弁天池から導水されていたことが判明した。

園池の北側では大阿弥陀堂及び小阿弥陀堂の痕跡を示す礎石が発見されたほか、園池の南側では棟門跡が発見された。

このように、観自在王院の庭園は、大小の阿弥陀堂の南側に設けられた園池を中心として、背後の金鶏山とも一体的に阿弥陀如来の極楽浄土の表現を意図して造られた浄土庭園であった。

現在、18 世紀初頭に建てられた現存の阿弥陀堂では、毎年春に毛越寺僧侶らによって基衡の妻の葬列を再現した法事が行われている。



写真4 観自在王院跡



図4 観自在王院跡全体図

(4) 無量光院跡

無量光院跡は、平泉中心部の東側に位置し、奥州藤原氏三代秀衡が12世紀後半に建立した寺院の跡である。その西方には金鶏山が位置し、東に接して居館の遺跡である柳之御所遺跡が存在する。無量光院の阿弥陀堂は宇治の平等院阿弥陀堂を模して造られたとされている（『吾妻鏡』）が、発掘調査の成果及び金鶏山との位置関係からは、宇治平等院よりもさらに発展した仏堂・庭園の伽藍配置であったことが判明している。

発掘調査の結果、無量光院の区画は南北約320メートル、東西約230メートルの範囲に及び長方形を成し、西・北・東に土塁が巡ることが明らかとなった。西側の土塁は高さ約5メートル、長さ約250メートルに及ぶ長大なもので、外側には堀を伴うことが判明している。

無量光院の区画の内部には東西約150メートル、南北約160メートル、水深が約30センチメートルの浅い園池があり、その北西隅部から導き入れられた水は北東隅部から排水されていたことが判明した。

園池の中央北寄りの位置には、大小3つの中島が設けられている。西側に位置する大きな島には、左右対称形の翼廊を伴う仏堂が東面して建てられていた。仏堂は宇治の平等院と同規模であったが、翼廊のうち南北の部分が平等院よりも1間長く、仏堂の背後に尾廊を伴わないことが判明している。

この島の北側には今ひとつの小さな島があり、それぞれ木橋で結ばれていたことが明らかとなった。また、翼廊付仏堂が建つ島の東側に位置する島には、原位置を維持した状態で汀線の景石が残されているほか、3棟の礎石建物が建てられていたことも判明した。それらの建物は、それぞれ東から楽屋・拝所・舞台の機能を持つ建物と推定されている。

無量光院跡の2つの中島に設けられた建物群は、背後に位置する金鶏山の山頂と東西の中軸線を揃えており、東側から西の仏堂を望むと、年に2度、4月と8月に仏堂背後に位置する金鶏山の山頂付近に日輪が沈む。このことは、無量光院が現世における西方極楽浄土の観想を目的として造られたものであることを示している。そこには、柳之御所遺跡から無量光院の仏堂・園池を経て背後の金鶏山に至るまで、居住・政務の場である居館、極楽浄土を実体化した伽藍、極楽浄土の方位を象徴する小独立丘が東西に並んで位置する独特の空間構成が見られる。

このように、西方に金鶏山が背後に控え、園池に浮かぶ大小2つの中島に翼廊付の仏堂と拝所・舞台をそれぞれ設けた無量光院跡の空間構成は、浄土庭園の最高に発展した形態として貴重である。



写真5 無量光院跡（金鷄山を望む）

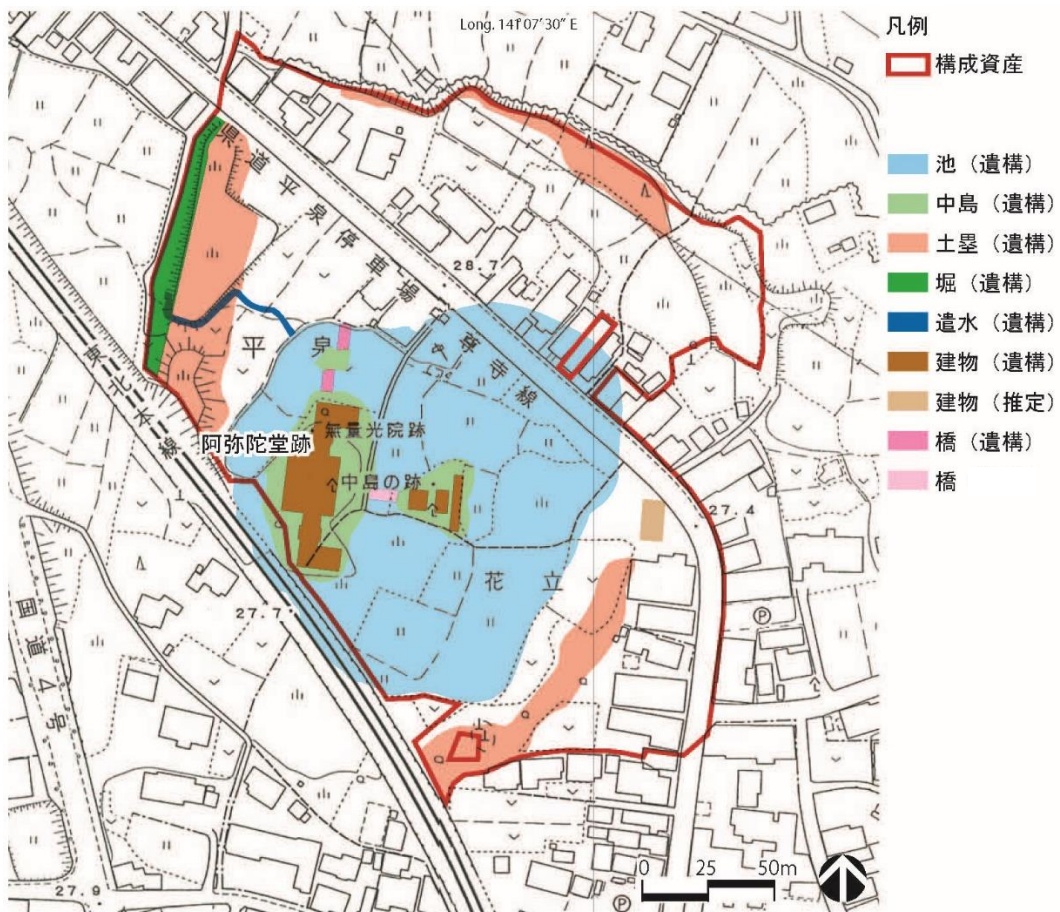


図5 無量光院跡全体図

(5) 金鶏山

金鶏山は、平泉中心部の西側丘陵の突端部に位置する小独立丘である。標高は98メートル、山麓との比高は約60メートルで、平泉の中心域から容易に目視でき、目印としての性質を持つ。その頂部には経塚が営まれ、寺院境内の浄土庭園において仏国土（浄土）を空間的に表現する際に重要な意義を持った。

昭和5年（1930）には、山頂から埋経に用いられた12世紀の銅製経筒や陶器壺などが出土した。

経塚の造営は、仏教の弥勒信仰に基づく営為の一つである。10世紀～12世紀末期にかけて、末法思想の流行に伴い、将来仏となるべく兜率天において菩薩道にいそしむ弥勒が、龍華三会の説法を行うためにこの世に下生するときまで、経典を確実に保存しようと各地で経塚が造営された。そのような時代背景に基づき、奥州藤原氏も金鶏山の頂上に経塚を営んだ。

金鶏山は、毛越寺及び観自在王院の北に位置するほか、居館である柳之御所遺跡から無量光院の園池・阿弥陀堂を経て西の方向に位置する。したがって、現世における仏国土（浄土）の表現を目的とする寺院及び住居・政務の場としての居館を造営するのにあたり、金鶏山との位置関係が重要な意味を持ったことが知られる。



写真6 金鶏山（奥は東稲山）



図6 金鶏山全体図

第2章 平泉のHIAの課題

平成23年(2011)の世界遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載が決議された際、「すべての大規模な道路改修の提案にあたっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、OUVの属性に対する影響を計るHIAを行うこと。」が勧告された。以来、開発行為等⁵が世界遺産平泉に与える影響の程度について観察・評価が行われてきたところであるが、今後とも平泉のHIAを効果的かつ継続的に実施していくにあたっては、以下の8つの課題が認識されている。

① 平泉のOUVの属性についての的確な理解が必要であること。(第3章)

遺産影響評価を実施するための第1段階として、資産のOUVの属性について十分に理解を深める必要がある。OUVについては決議に明記され、OUVの属性⁶については「イコモス評価書」³中に「地上にあるか考古学的遺構である寺院・浄土庭園・金鶏山」、「3つの庭園と金鶏山との視覚的つながり」、「浄土庭園の周辺環境」が記述されている。

これらの属性を的確に捉えるためには、決議中の「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV; Statement of Outstanding Universal Value)に示されたOUVの構造を正確に理解し、そのうえでSOUVの各分節に従ってOUVの属性を正確に読み解き、定義することが不可欠である。

② 平泉のOUVの属性と開発行為等との関係について整理する必要があること。(第4章)

平泉のOUVの属性を的確に定義したのち、それらを表す要素に対し、どのような行為が負の影響を及ぼす可能性があるのかについて整理する必要がある。資産及び緩衝地帯におけるすべての開発行為等がOUVの属性等に対して負の影響を及ぼすものではないが、属性によっては、小規模な開発行為等であってもOUVに重大な影響を及ぼす可能性を持つものが存在し得る。そのため、属性と開発行為等との関係を的確に把握し、関係者間において共有する必要がある。

③ 開発行為等がOUVの属性に与える影響を観察・評価するための地点を設定する必要があること。(第5章)

現時点で想定される開発行為等が平泉のOUVの属性に与える影響を的確に観察・評価するためには、観察・評価の地点を過不足なく設定しておくことが必要である。ひとつの開発行為等について複数の地点から観察・評価し、それぞれOUVの属性に対する影響を検討し、当該開発行為等がOUVに与える影響を総合的に把握することが可能となる。

⁵ 「開発行為等」; OUVに影響を及ぼすおそれのある史跡の活用及び修復、修理などの様々な行為を含む。

⁶ OUVの属性については、第3章の2(23~24ページ)を参照されたい。

④ 開発行為等が OUV の属性に与える影響の程度を指標として共有する必要があること。

(第 6 章)

開発行為等を行う立場のみならず、資産を保護する立場も含め、最も大きな課題は個々の開発行為等が資産の OUV の属性にどの程度の影響を及ぼすのかについて共通の理解を持つことである。影響の有無・程度は、単に数値により決定できるものではなく、イコモスによる学術的な観点からの検討を経て、最終的に世界遺産委員会が判断するものである。したがって、数値基準等にのみ依拠した影響の把握は困難だと言わざるを得ないが、可能な限り影響の程度を論理的に客観化して共有することが重要である。

⑤ OUV の属性への影響に対する観察・評価の指標を設定し、定期的な経過観察を実施する必要があること。(第 7 章)

OUV を確実に保護するためには、影響の観察・評価の指標を設定し、それらの下に定期的に経過観察を行うことが、影響を防止するうえで有効である。

⑥ 遺産影響評価の実施に必要となる資料を確認すること。(第 8 章)

遺産影響評価を適切に実施するためには、開発行為等についての具体的な計画内容を示した文書・図面が不可欠である。特に、OUV の属性とどのような関係をもつ開発行為等であるかが明確に判る文書・図面が準備されなければならない。

⑦ HIA の実施に係る今後の課題を整理すること。(終章)

HIA の実施に係る実務的な手続き及びその運用の方法を定めることが課題であるが、それらについて令和 2 (2020) 年度以降に定めることが必要である。

⑧ 遺跡 (遺構・遺物) の観点の除外 — 指定文化財の保存管理計画 (保存活用計画) との関係 —

HIA の根拠となる国内法は存在しないが、条約の締約国とその一員である我々にとって、文化財保護法と景観法による規制の範囲内であることを原則としつつ、OUV を十全に保護していくために HIA を確実に実施できるよう努める義務がある。

特に個別の文化財の保存管理計画 (保存活用計画) で定め、地上・地下の遺跡 (遺構・遺物) に関する許可基準と、HIA の観察・評価の指標との関係については、整合的に整理することが今後の課題として残されている。

第3章 OUV とその属性

「平泉」の5つの構成資産内で実施予定の修復・発掘調査、及び宗教行事等に係る事業、構成資産とその緩衝地帯で発生する可能性のある開発行為等が、平泉の OUV に及ぼす影響の程度を事前に把握し、改善等の対策を目的として HIA を実施する場合には、当該開発行為等が平泉の OUV のどの属性にどの程度の影響を及ぼすのかについて特定することが必要である。そのためには、「平泉」が世界遺産となった根拠である OUV とその属性とは何かについて、再確認する作業から出発しなければならない。

1 SOUV の構成

平成 23 年（2011）、第 35 回世界遺産委員会は「平泉」の世界遺産一覧表への記載決議（巻末の参考資料 6 の 137～139 ページを参照されたい）にあたり、「平泉」の SOUV を採択した。SOUV は、「平泉」が世界文化遺産として世界遺産一覧表に記載された根拠を簡潔に示した文書である（表 1）。それは、以下のとおり、A) 総合的所見、B) 評価基準、C) 完全性・真実性、D) 保護と管理に必要な条件、の 4 つの部分から成る。

A) 総合的所見

資産の成立の背景及び OUV の特質に関する簡潔な説明文である。各文節には「平泉」の OUV の属性(attributes)に関する記述がみられる。

B) 評価基準

世界遺産一覧表への記載のための評価基準に基づき、資産が持つ顕著な普遍的価値を簡潔に整理した説明文である。

10 の評価基準のうち、「平泉」には評価基準(ii)と(vi)が適用された。評価基準(ii)は「東アジアにおける仏教及び庭園文化に係る価値観の交流」の観点から適用されたものであり、評価基準(vi)は、「世界的宗教として顕著な普遍的意義を持つ仏教との直接的・有形的な関連性」の観点から適用されたものである。

C) 完全性・真実性

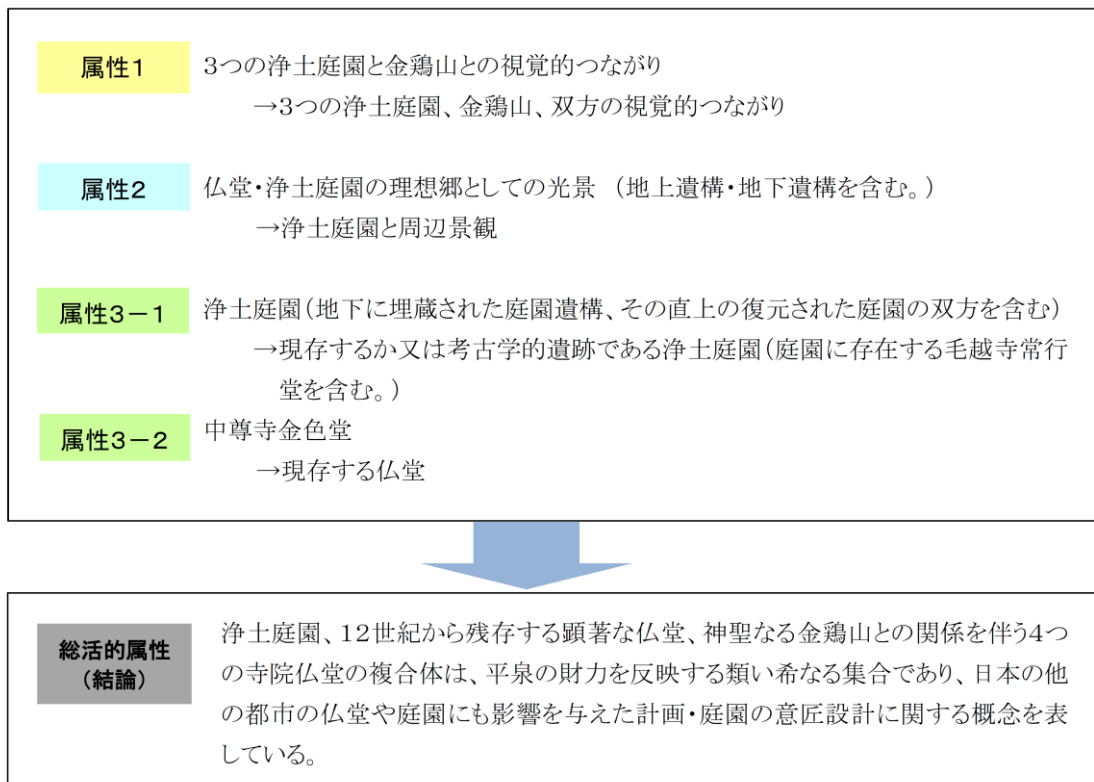
顕著な普遍的価値を表す構成資産・要素を過不足なく含み、良好な状態を維持しているか（完全性）、個々の構成資産・要素が顕著な普遍的価値の確からしさを維持しているか（真実性）に関する説明文である。

「平泉」の5つの構成資産が顕著な普遍的価値を表す要素を網羅的に含んでいること、構成資産及び顕著な普遍的価値を表す要素がともに良好な状態を維持していること、さらにはそれらが 12 世紀の状態を表す確からしさを確実に維持していることが、それぞれ記述されている。

表 1 平泉の SOUV に示された OUV の属性

属性1	<p>総合的所見</p>
属性3-1	<p>平泉の4つの浄土庭園は、そのうちの3つが神聖な山である「金鶏山」に焦点を合わせており、浄土思想の理想と、庭園・水・周辺景観の結びつきに関する日本古来の概念との融合を例証している。浄土庭園のうちの2つは、発掘調査により発見された多くの詳細事項に基づき復元されたものであり、他の2つは地下に埋蔵されたまま残されている。短命であった平泉の都市は、11世紀～12世紀の日本列島北部領域における政治・行政上の拠点となり、政治的・経済的に京都と拮抗していた。4つの庭園は、当時の支配氏族の北部地域における分家であった奥州藤原氏により、現世における仏国土(浄土)の象徴的な表現、つまり池泉・樹林・金鶏山頂と関連して仏堂を周到に配置することにより実体化した理想郷の光景として造営された。重厚に金箔を貼った中尊寺の仏堂は、12世紀から残る唯一のものであり、支配氏族の巨大な富を反映している。</p>
属性2	<p>平泉の大半は、政治・行政上の地位を失った1189年に滅んだ。それは、平泉のめざましい繁栄と顕著な富を表すと同時に、その急速で劇的な没落を示すものでもあり、多くの詩歌を喚起する素材となった。1689年に俳人の松尾芭蕉は、「三代の栄耀一睡のうちにして…」と詠った。このかつての巨大な(政治・行政上の)拠点に存在し、浄土庭園、12世紀から残存する顕著な仏堂、神聖なる金鶏山との関係を伴う4つの寺院仏堂の複合体は、平泉の財力を反映する類い希なる集合体であり、日本の他の都市の仏堂や庭園にも影響を与えた計画・庭園の意匠設計に関する概念を表している。</p>
属性3-2	<p>平泉の大半は、政治・行政上の地位を失った1189年に滅んだ。それは、平泉のめざましい繁栄と顕著な富を表すと同時に、その急速で劇的な没落を示すものでもあり、多くの詩歌を喚起する素材となった。1689年に俳人の松尾芭蕉は、「三代の栄耀一睡のうちにして…」と詠った。このかつての巨大な(政治・行政上の)拠点に存在し、浄土庭園、12世紀から残存する顕著な仏堂、神聖なる金鶏山との関係を伴う4つの寺院仏堂の複合体は、平泉の財力を反映する類い希なる集合体であり、日本の他の都市の仏堂や庭園にも影響を与えた計画・庭園の意匠設計に関する概念を表している。</p>
総合的属性 (結論)	
<p>評価基準(ii)</p>	
<p>平泉の寺院と浄土庭園は、仏教とともにアジアからもたらされた作庭の概念が、日本独特の自然信仰である神道に基づきどのように進化を遂げ、結果的にそれが日本に独特の計画、庭園の意匠設計の概念へとどのように発展を遂げたのかを顕著に明示している。平泉の庭園と仏堂は、その他の都市の庭園・仏堂にも影響を与え、特に鎌倉には中尊寺に基づく仏堂のひとつが存在した。</p>	
<p>評価基準(vi)</p>	
<p>平泉の浄土庭園は、東南アジアを超える地域への仏教の普及、その中でも特に日本に固有の自然信仰の精神と仏教との融合、そして阿弥陀如来の極楽浄土思想を明確に反映している。平泉の仏堂と庭園の複合体から成る遺跡群は、平泉が仏国土(浄土)の現世への実現を目指して造営されたことを象徴的にあらわしている。</p>	
<p>完全性</p>	
<p>資産は、浄土庭園を伴う仏堂の複合体、及びそれらと視覚的な結びつきを持つ聖なる山(金鶏山)を包含している。中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・金鶏山は視覚的な結合を完全に保持しているものの、無量光院跡では家屋群及びその他の構造物が負の影響を持つ。仏堂と金鶏山との間の視覚的な結合は、緩衝地帯に当たる推薦資産の外側の区域にまで及んでいる。仏国土(浄土)の宇宙(コスモロジー)に関する空間的な見え方を保護するためには、これらの結合の空間的な完全性を保持することが必要である。</p>	
<p>真実性</p>	
<p>発掘された遺跡の真実性については、揺るぎがない。庭園群のうちの2つは復元されたものであり、復元作業は建築及び植物に関する物証の厳密な分析により実証されている。現存する構造物のうち、主たる建築である中尊寺金色堂は顕著な遺存物であり、材料・構造の真実性を保証する卓越した技術により保全されてきた。しかしながら、風景上の仏堂の真実性は、現在、周囲を囲うコンクリート造の覆屋によって、一定程度損なわれている。価値を伝える資産の能力を維持するためには、4つの仏堂が浄土思想の深遠なる理想との関連性を認識できるように維持されることが不可欠である。</p>	
<p>管理及び必要な保護措置</p>	
<p>資産とその緩衝地帯は、史跡・特別史跡・名勝・特別名勝に指定されており、良好に保護されている。構成資産間の展望の保護及び構成資産の周辺環境の保護は、各構成資産が瞑想のオアシスであるとしても、景観との関係を意味深く明示できる構成資産の能力を保証する上で極めて重要であろう。岩手県及び関係地方公共団体は、資産の包括的な管理体制を整備するために、岩手県世界遺産保存活用推進会議を設置した。この会議は、平泉の考古学的遺産群の調査・保存のための指導委員会の専門家による助言を受ける。</p>	
<p>包括的保存管理計画は、2007年1月に完成・実施されており、2010年1月に改訂された。本計画に示された地下に埋蔵されている2つの庭園の再生・修復に当たっては、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき、イコモスの評価及び世界遺産委員会の判断のために、世界遺産センターに実施・企画書を提出することが必要となろう。地方公共団体は、地域自治会と合意を取り交わすとともに、地域社会に対して資産の監視及び保護・管理・整備公開に関する提案の申し出を求めている。</p>	

OUVの属性ではないものの、HIAの視覚的な側面からの観察・評価の地点の選択に考慮すべき点



ただし、SOUVを含む世界遺産委員会の決議の前提となった「イコモス評価書」(2011)によると、無量光院跡では家屋群及びその他の工作物が負の影響を及ぼしており、仏堂と金鷄山との間の視覚的な結合が、緩衝地帯にあたる推薦資産の外側の区域にまで及んでいるとして、その保護が課題であるとの見解が示された（本報告書の巻末に掲載した「参考資料5 イコモス（ICOMOS）による「平泉」の評価書（2011）」（巻末の参考資料5の121ページの「完全性」の項目）を参照されたい）。また、SOUVの真実性の項目では、4つの仏堂・庭園において、浄土思想の深遠なる理念との関連性を認識できるよう良好な環境を維持することが不可欠だとも指摘された。

D) 保護と管理に必要な条件

資産のOUVを将来にわたり維持して行くうえで必要とされる法的保護状況、及び管理手法に関する説明文である。

5つの構成資産のすべてが国の文化財に指定され保護が確実であること、関係自治体及び所有者を構成員とする保存活用推進協議会の下に資産の管理体制は万全であり、専門家委員会及び地域住民の参画の体制も十分であることが指摘された。

ただし、構成資産間の展望と構成資産の周辺環境を確実に保護するために、専門家委員会の指導助言の下に保存活用協議会での取組を確実に進めることが重要であることも指摘された。

表1では、世界遺産委員会の決議（本報告書の巻末に掲載した「参考資料6（137ページ）「平泉」の世界遺産一覧表への記載に係る世界遺産委員会決議（決議 35COM 8B.30）」

を参照されたい) の3番に記された SOUV の原文に囲みを書き加え、上記A) ~D) の4つの区分を分かりやすく明示した。

また、特にA)、B) については背景色を加え、文節ごとに4つの属性が読み取りやすいよう明示した。

2 OUV の属性

(1) OUV の属性とは何か？

本報告書において、OUV の属性とは OUV に貢献する構成資産及びその構成要素に付着する有形・無形の特質であると定義する。属性は、その性質上、① 顕著な普遍的価値に直結する場所・モノ、そこで行われる営み等の具体的な事象、② それらをグループ化して定性的に定義した特質の2種類に区分できる⁷。

(2) 4つの属性 -3つの属性と総括的属性-

「平泉」の OUV の属性は、世界遺産委員会が世界遺産一覧表への記載時に採択した SOUV のうち、冒頭の「総合的所見」の説明文を文節ごとに分解することにより定義することができる。それらは、以下のとおり属性1・属性2・属性3、及びそれらの結論として導き出される総括的属性の計4つから成る。

a 属性1

属性1は、「総合的所見」の第1文節のうち、冒頭の文章(表1の淡黄色の背景色を着色した箇所)に示されている。それは、毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡の3つの浄土庭園と金鶏山との視覚的なつながりが、外来の浄土思想の理想と、庭園・水・周辺景観の相互の結びつきに関する日本古来の考え方との融合を表しているということである。つまり、3つの庭園は金鶏山と緊密な視覚上のつながりを持っており、それらを維持することが重要だとしているわけである。

b 属性2

属性2は、「総合的所見」の第1文節のうち、4番目の文章(図1の淡青色の背景色を着色した箇所)に示されている。それは、4つの浄土庭園が現世における仏国土(浄土)を象徴的に表現し、仏堂、庭園の池、背景を成す丘陵の樹林、金鶏山を周到に配置することにより理想郷として完成したということである。つまり、仏堂・庭園・背後の丘陵から成る寺域及び金鶏山は、理想郷の光景を現世に創造することを目的として造形されたものであることから、その景観の清浄な雰囲気を維持することが重要だ

⁷ 『世界遺産条約履行のための作業指針』(2019)第82項には文化遺産の真実性に係る8つの属性(attributes)が定義されているが、それらはここにいる OUV の「属性(特質)」とは異なる。上記の『作業指針』は、OUV の「属性(特質)」に関する明確な定義は見られないが、「世界文化遺産のための遺産影響評価に係るイコモス・ガイダンス文書」(2011)(以下の URL からダウンロードできる。http://openarchive.icomos.org/266/1/ICOMOS_Heritage_Impact_Assessment_2010.pdf)のパラ3-2、4-3、4-6では、属性(attributes)と特質(aspects)の2種類に呼び分けていることに注目したい。

としているわけである。

c 属性3

属性3は、「総合的所見」の第1文節のうち、2番目と5番目の文章（表1の淡緑色の背景色を着色した箇所）に示されている。前者は地下に埋蔵されている12世紀の仏堂・浄土庭園の遺跡（遺構・遺物）及び正確な調査成果に基づきそれらの直上に復元された浄土庭園の2つから成り、後者は12世紀から唯一残されてきた中尊寺金色堂を指す。それらは、ともに現存するか又は考古学的遺跡である仏堂・浄土庭園である。なお、金鷄山の頂上の遺跡（石塔と直下の埋蔵遺物）も、仏堂・浄土庭園と密接な関係を持つものであることから、属性3に含めて捉えることができる。

d 総括的属性

属性1～3の全体を包括する総括的属性は、「総合的所見」の第2文節のうち、2番目の文章（表1の濃灰色の背景色を着色した箇所）に示されている。それは、中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡から成る4つの寺院仏堂の複合体が、「平泉」を支配した藤原三代の財力を反映する類希なる集合体であり、鎌倉をはじめとする日本の他の都市の仏堂や庭園にも影響を与えた計画及び庭園の意匠設計に関するコンセプトを表しているということである。

上記の4つの属性に関わる文節・文章以外に、「総合的所見」の第2節の最初の文章（図1の淡灰色の背景色を着色した箇所）では、政治・行政上の拠点としての「平泉」の滅亡の経緯を記すとともに、その後に松尾芭蕉の俳句をはじめとする多くの詩歌の題材となったことについても言及している。この文章は「平泉」のOUVと直接関係してはいないが、後代の詩歌が対象とした平泉の風景の展望地点を特定するうえで重要な意味を持つ。

なお、上記の4つの属性が関与する空間領域には、明らかな階層が見られることにも留意が必要である。緩衝地帯の広い領域に及ぶ総括的属性から、寺域と金鷄山との関係を対象とする属性1、寺域とその周辺の比較的狭い領域を対象とする属性2、さらには寺域内の諸要素を対象とする属性3に至るまで、各々の属性が関与する空間領域に明らかな階層が見取れる。そのため、次節以下の図7・表2においては、関与する空間領域の階層に従い、総括的属性を筆頭として属性1、属性2、属性3の順に再整理を行うこととする。

3 OUVの属性と諸要素・評価基準との関係

図7（26ページ）は、上記2において整理した4つの属性と、それらが付着する構成資産内の諸要素及び世界遺産一覧表への記載に際して適用された2つの評価基準（評価基準(ii)・(vi)）との関係を図示したものである。

属性1に関係する諸要素は、3つの浄土庭園（毛越寺（庭園）・観自在王院跡（庭園）・無量光院跡（庭園））と金鷄山であり、構成資産外に及ぶ視覚的つながりが相互の関係を保証している。

属性2に関係する諸要素は、4つの浄土庭園（中尊寺（大池庭園跡）・毛越寺（庭園）・

観自在王院跡（庭園）・無量光院跡（庭園）とそれらの周辺に展開する丘陵・樹林等の景観から成る。その中には金鷄山も含む。

属性3に関係する諸要素は、主として4つの浄土庭園の地下に埋蔵された仏堂・庭園の遺跡及び復元された庭園、中尊寺金色堂から成る。また、主たる諸要素ではないが、中尊寺の金色堂覆堂・経蔵、毛越寺の常行堂も属性3に関係する諸要素に含めることができる。さらには、寺院・浄土庭園と密接な関係を持つ金鷄山の頂上の遺跡（盛土・石塔）及び埋蔵遺構・出土品も、属性3に関係する諸要素に含めて捉えることができる。

属性1～属性3とそれらに関係する諸要素は、総括的属性を通じてひとつにまとめられ、2つの評価基準が求める各テーマ（評価基準(ii)の場合は「価値観の交流」、評価基準(vi)の場合は「顕著な普遍的意義を持つ信仰・思想との直接的・有形的な関連性」）に基づき、そのいずれにも結び付くよう整理することが可能である。

4 OUVの属性と観察・評価に必要な2つの側面との関係

1～3を踏まえ、観察・評価に必要な2つの側面を景観と遺跡の2つに区分し、属性ごとに表2（30ページ）に整理した。

(1) 表2の構造（縦軸・横軸）

表2の縦軸は空間領域の階層と属性の2列から成る。そのうちの左列には、最上段の緩衝地帯から最下段の構成資産に至るまで、空間領域の階層を濃淡で示した。また、右列には最上段に緩衝地帯の全体が持つ役割に注目して「資産全体と一体の良好な環境」の項目を設け、それに続いて下へOUVの総括的属性から属性1・属性2・属性3へと順に空間領域の階層に従って整理した。

表2の横軸は、景観と遺跡から成る観察・評価の2つの側面である。景観は、例えば金鷄山と各庭園との間のつながりを表す「視覚」のみならず、周辺道路等からの音量等に係る「聴覚」、庭園の池泉の水質等に係る「嗅覚」を含み、それらの性質に応じて観察・評価の地点と対象に区分した。遺跡は、地下に埋蔵されている遺構・遺物と地上に現存する建造物及び復元された庭園の2つに区分した。

(2) 観察指標

縦軸と横軸が交差する個々の欄には、緩衝地帯の良好な環境及び4つの属性のそれぞれについて、以下のとおり景観（視覚／聴覚／嗅覚）の側面から観察・評価の地点と対象を、遺跡（遺構／遺物）の側面から観察・評価の対象となる諸要素を、それぞれ明示した。

「平泉」のOUVを十全に保護するためには、5つの構成資産から成る世界遺産の範囲のみならず、緩衝地帯を含む資産の周辺環境を一体的に保護することが重要である。

特に「平泉」の場合には、総括的属性、属性1の全体、属性2の一部が構成資産外の緩衝地帯にまで及んでいることから、緩衝地帯を含む資産の周辺環境を一体的に保全管理する観点が欠かせない。特に今回は、平成27年（2015）改定の平泉町景観計画で

「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」の
 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)

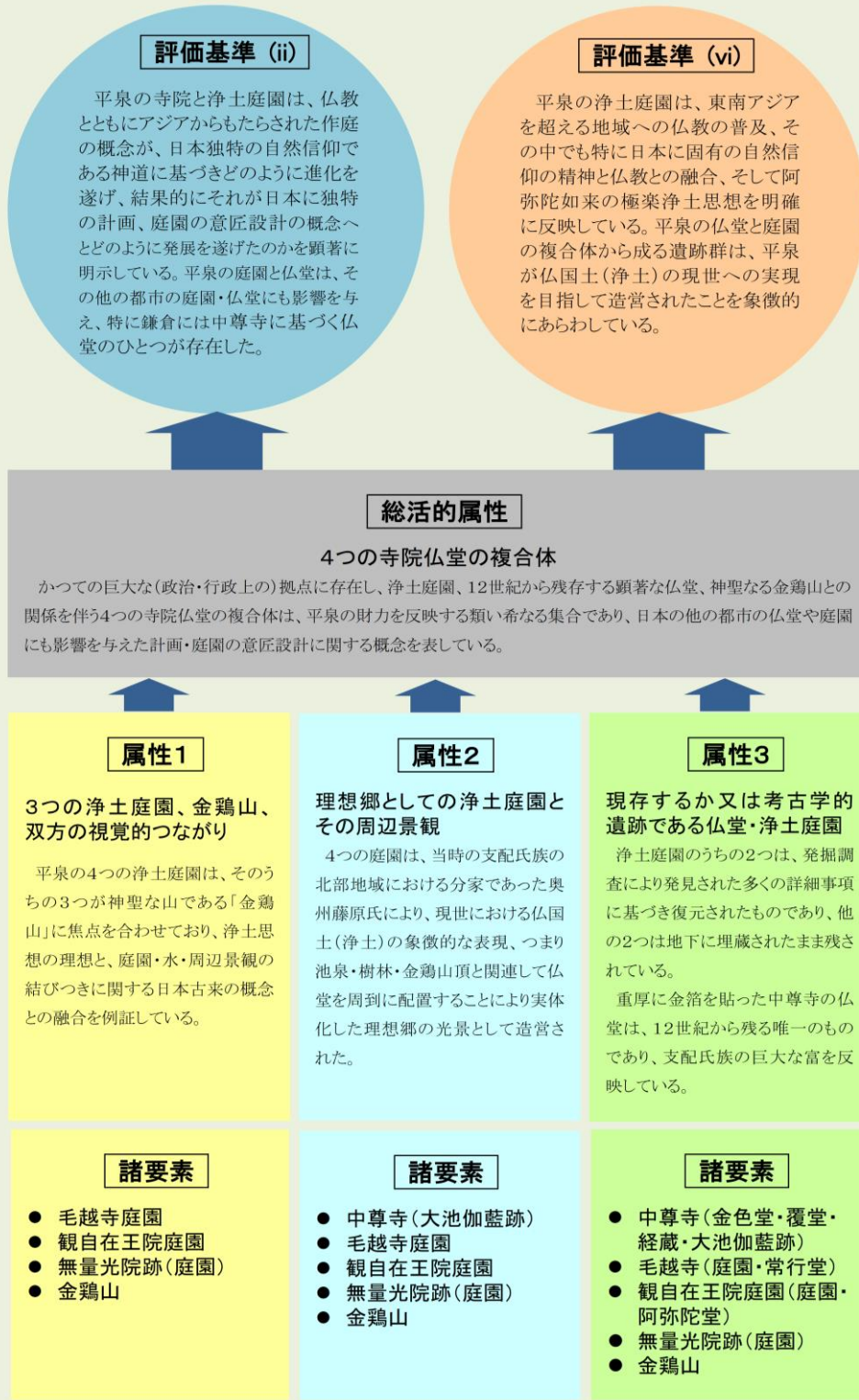


図7 平泉のOUV —評価基準・属性・諸要素の関係—

特定した13の「重要展望景観」及び特定を保留した3つの候補を中心としつつ新たに4つを補充し、景観（視覚／聴覚／嗅覚）の側面に関する計20の観察・評価の地点と対象を定めた。

a 資産全体と一体の良好な環境

景観；資産の周辺環境としての緩衝地帯について視覚的な観点から観察・評価を行うために、上記の合計20の観察・評価の地点と対象の中から資産全体と一体の良好な環境に対する影響の観察・評価にとって適切な計8の地点と対象を選択して定めた（41ページの表5、42ページの図8を参照されたい）。

遺跡；緩衝地帯にはOUVを表す遺跡（遺構・遺物）は存在しないため、遺跡に対する影響は観察・評価の対象とはならない。ただし、文化財保護法第93条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地において、12世紀の平泉関連遺跡が発見された場合には、「平泉」の世界遺産の観点からHIAの必要性について検討することが必要である。

b 総括的属性 一金鷄山・4つの寺院仏堂の複合体－

景観；金鷄山・4つの寺院仏堂（中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡）の複合体の観点から焦点を当て、主としてその全体に対する視覚的な側面からの影響の観察・評価を行うために、合計20の観察・評価の地点と対象の中から総括的属性に対する影響の観察・評価にとって適切な計7の地点と対象を選択して定めた（41ページの表5、42ページの図8を参照されたい）。

それぞれの地点からの展望において、視覚上の負の影響を受けることなく、金鷄山・4つの仏堂を丘陵及び庭園の地形・樹叢（みどりの塊）から成る存在として認知し得るか否かが観察・評価の対象となる。

遺跡；影響の観察・評価は景観に対する視覚的な影響の有無に限定され、遺跡（遺構・遺物）に対する影響は観察・評価の対象とはならない。

c 属性1 ー3つの浄土庭園、金鷄山、双方のつながりー

景観；3つの浄土庭園（毛越寺（庭園）・観自在王院跡（庭園）・無量光院跡（庭園））と金鷄山との視覚的なつながりに対する影響の観察・評価を行う。

毛越寺（庭園）・観自在王院跡（庭園）では両寺域の南北道路の南端付近を、同様に無量光院跡（庭園）では推定東門跡付近を、それぞれ観察・評価の地点とした。

各々の地点からの展望において、視覚上の負の影響を受けることなく、金鷄山の山体・頂上を認知し得るか否かが観察・評価の対象となる。

遺跡；影響の観察・評価は景観に対する視覚的な影響の有無に限定され、遺跡（遺構・遺物）に対する影響は観察・評価の対象とはならない。

d 属性2 ー理想郷としての浄土庭園とその周辺環境ー

景観；現世に仏国土（浄土）を具現した4つの浄土庭園（中尊寺（大池庭園跡）・

毛越寺（庭園）・観自在王院跡（庭園）・無量光院跡（庭園）が、理想郷として維持すべき庭園内外の景観に対する影響の観察・評価を行う。

4つの浄土庭園のそれぞれの観察・評価の地点は以下のとおりである。

① 中尊寺（大池庭園跡）

池泉南端付近／池泉西側に位置する仏堂跡付近

② 毛越寺（庭園）

池泉北側に位置する円隆寺金堂跡付近／池泉南側に位置する南門跡付近

③ 観自在王院跡（庭園）

池泉北側に位置する大阿弥陀堂前付近／池泉南側に位置する南門跡付近

④ 無量光院跡（庭園）

池泉西側に位置する阿弥陀堂（中堂）跡付近／池泉東側に位置する推定東門跡付近

上記の観察・評価の地点から、4つの浄土庭園内の地形（池泉・遣水）及び樹叢・樹木をはじめ、背景を成す丘陵等の外周の地形、樹叢・樹木などへの展望において、視覚上の負の影響を認知し得るか否かが観察・評価の対象となる。

また、池泉の水量が過不足なく維持されているか否か、水質が悪臭を放つなどの負の影響を認知し得るか否かも観察・評価の対象となる。

さらには、寺院境内で行われる浄土思想関連の宗教儀礼・伝統芸能が適切に執り行われ、視覚・聴覚・嗅覚上の観点から十全に体感できるか否かも観察・評価の対象となる。

遺跡；遺跡のうち、属性2に関して負の影響が想定されるのは「地上に表出している遺跡」としての建築・庭園の諸要素である。その中には、12世紀から伝存する中尊寺金色堂をはじめ、後代に建造された中尊寺金色堂覆堂・経蔵、毛越寺常行堂などを含むほか、調査研究の成果に基づき精度高く復元された庭園の諸要素も含んでいる。

e 属性3 ー現存するか又は考古学的遺跡である寺院・浄土庭園ー

景観；影響の観察・評価は遺跡（遺構・遺物）に対する影響の有無に限定され、景観（視覚・聴覚・嗅覚）に対する影響は観察・評価の対象とはならない。

遺跡；遺跡のうち、属性3に関して負の影響が想定されるのは、「地下に埋蔵されている遺跡」としての仏堂・浄土庭園の遺跡（遺構・遺物）である。その中には、12世紀の遺跡（遺構・遺物）を中心として、後代の仏堂・浄土庭園関係の遺跡（遺構・遺物）を含むほか、発掘調査により出土し今や動産となった遺物（出土品）も含んでいる。また、仏堂・浄土庭園と密接な関係を持つ金鶏山の頂上の遺跡（盛土・石塔）と埋蔵遺構・出土品も、属性3に関係するものとして捉えられる。

また、HIA を確実に行うためには、体系的な経過観察（モニタリング）を実施することが欠かせない。そのため、資産全体と一体の良好な環境及び4つの属性に基づき、OUV に貢献する諸要素のそれぞれについて、景観と遺跡の両面から適正な観察・評価の指標に基づくモニタリング・カルテを作成し、年度ごとの報告書へと反映・整理することが必要である。



水を湛えた無量光院跡の風景（金鷄山を望む）

表2 「平泉」のOUVの4つの属性と観察・評価に必要な2つの側面との関係

属性／ 観察指標	属性** attributes	観察・評価に必要な2つの側面				
		景観(視覚／聴覚／嗅覚) landscape (visual/auditory/olfactory)		遺跡(遺構・遺物) remains		
		地点	対象	地上に表出している遺跡 standing remains	地下に埋蔵されている遺跡(遺構・遺物) archaeological remains	
空間領域 の階層	緩衝地帯 buffer zone	資産全体と一体の良好な環境	●各観察地点	●資産全体の周辺環境		
	総 活 的 の 属 性	金鶏山・4つの寺院仏堂の複合体	●各観察地点	●金鶏山・4つの寺院の複合体 ◆地形／樹叢(みどりのマス) ◆寺院境内の地形／樹叢(みどりのマス)		
構成資産 component parts	属性 1	3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり	●毛越寺(庭園)・観自在王院跡(庭園) ◆両者間の南北道路上の南端 ●無量光院跡(庭園) ◆東門付近	●金鶏山 ◆地形(山体・頂上) ◆山を覆う樹叢		
	属性 2	理想郷としての浄土庭園とその周辺景観	●中尊寺(大池庭園跡) ◆池泉南端付近 ◆西側の仏堂跡 ●毛越寺(庭園) ◆円隆寺金堂跡 ◆南大門跡 ●観自在王院跡(庭園) ◆阿弥陀堂跡 ◆南門跡 ●無量光院跡(庭園) ◆阿弥陀堂跡 ◆東門跡付近 ◆柳の御所跡池泉東岸付近	●庭園 ◆地形(池泉・遣水／水量・水質) ◆樹叢・樹木 ●外周 ◆地形(背景をなす丘陵等) ◆樹叢・樹木 ●その他 ◆音(静けさ) ◆匂い ◆特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能)	●建築(地上に現存) ◆12世紀の仏堂(中尊寺金色堂) ◆後代の仏堂等 (中尊寺金色堂覆堂・経蔵、毛越寺常行堂) ●建築(地上から消失) ◆12世紀の仏堂の礎石 ●庭園(地上の露出遺構) ◆石組み(築山・滝) ●庭園(地上の復元庭園) ◆石敷き・中島・遣水(流れ) ●金鶏山の頂上の遺跡(盛土・石塔)	
	属性 3	現存するか又は考古学的遺跡である寺院・浄土庭園			●仏堂(地下の埋蔵遺構) ●庭園(地下の埋蔵遺構) ◆石敷き ◆橋(橋脚) ◆その他の庭園関連の埋蔵遺構 ●地下の埋蔵遺物／出土品 ●金鶏山の頂上の埋蔵遺構／出土品	

第4章 具体的な開発行為等と OUV の属性との関係を観察・評価する際の留意点

資産の OUV 属性と開発行為等

HIA は、各種の開発行為等（資産の保全を目的とする修復・環境整備及び学術的な発掘調査等を含む）が資産の OUV の属性に対する影響の程度を観察・評価するために実施するものであることから、観察・評価を行うにあたっては、OUV の属性と開発行為等との関係をどのように捉えるかが重要である。第3章では、「平泉」の OUV の属性ごとの観察・評価に必要な側面が景観と遺跡から成ることを示した（20～30 ページを参照されたい）。これを踏まえ、第4章ではそれらの側面ごとに開発行為等の OUV の属性への影響を観察・評価する際の留意点を整理する。

1 道路事業等

(1) 対象

道路事業とともに付帯する土木事業を含む開発行為等を対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

OUV の属性の観察・評価の指標のひとつである「景観」の側面に対する影響としては、まず、道路の新設又は改修そのものが資産及び資産周辺の景観に対する視覚上の変更が挙げられる。道路は一定の幅と延長を持つことから、複数の観察・評価の地点による影響の確認が必要である。道路に付随して設置される照明施設や標識等についても注意が必要である。主に資産全体と一体の良好な環境、及び総括的属性、属性2との関連が予想されるが、影響の程度を観察・評価する際には、各々の観察・評価の地点からの距離と設置される工作物等の規模との関係に留意することが重要である。

次に、OUV の属性に対する観察・評価の側面のうち、景観の側面に属する騒音が挙げられる。道路の新設又は改修により交通量等に変化が生じる場合、それに伴って発生する音量も変わってくる。視覚上の変更による影響と同様に、複数地点において測定することが必要である。通過車両の排気ガスなどによる悪臭についても注意が必要である。いずれの場合にも、各々の観察・評価の地点から負の影響の発生源までの距離等に留意することが重要である。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

遺跡（遺構・遺物）への影響には、道路事業による掘削や盛土などがもたらす影響がある。特に埋蔵されている遺構・遺物は地上から確認することが困難であるため、OUV の属性への影響の有無の判断については慎重を期す必要がある。対象地が構成資産内であるか構成資産外であるか、遺跡（遺構・遺物）と OUV の属性との関係が直接的であるか間接的であるかが、影響の程度を決定するうえで重要な留意点となる。

また、道路のみならず駐車場等の施設などについても視覚や聴覚への影響が想定されることから、景観・遺跡の両方の側面から OUV の属性への影響を観察・評価すること

が必要である。

なお、「平泉」の場合、浄土庭園へ供給する水の確保という観点から、道路事業等による地下水等への影響についても留意が必要である。

(4) 準備すべき図面・データ

道路事業等による影響を観察・評価するためには、事業範囲の平面図や完成イメージ図などに加え、地点ごとの事業の詳細な横断面図が必要であり、さらには騒音予想などについての分析データも必要となる。

2 携帯電話基地局等

(1) 対象

主に携帯電話基地局の独立した鉄塔を対象とし、類似事業として電力柱を含める。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

この事業は、通常約 10 メートル四方の敷地を確保し、その上に高さが 10 メートル～数十メートルの電波塔を建設するものであることから、事業による OUV の属性への主たる影響は景観の観察・評価の側面のうち、もっぱら視覚に関するものに限定される。基地局が設置される場合、電波の送受信に適した見晴らしの良い場所が選択されることがほとんどであることから、相当程度の距離をおいても電波塔は視認可能であり、複数の観察による影響の観察・評価が必要である。資産全体と一体の良好な環境、総括的属性、属性 1、属性 2 との関連で影響の程度について検討することとなるが、同じ高さの電波塔であっても設置場所によって、また 1 つの電波塔であっても観察・評価の地点によって、それぞれ影響の程度が異なる。特に属性 1 との関連については、各浄土庭園と金鶏山とを結ぶ中軸線と観察・評価の地点との距離及び観察・評価の地点からの電波塔とその関連工作物の見え方が、属性 2 との関連については、仏堂や浄土庭園の中心部分からの距離などとともに電波塔を含む関連工作物の見え方が、総括的属性との関連については、工作物の規模が、さらに資産全体と一体の良好な環境については、各々の観察・評価の地点からの距離と工作物の規模との関係が、それぞれ影響の程度を把握する際の重要な留意点となる。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

設置は比較的狭い場所で完結することから、遺跡の側面への大規模な影響はあまり想定されない。設置手法・場所における地下の遺跡（遺構・遺物）の情報を十分に把握することが必要である。なお、新たに設置箇所へのアクセス道路が必要となる場合には、その内容にも留意する必要がある。

(4) 準備すべき図面・データ

携帯電話基地局等の設置に係る影響の程度を観察・評価するためには、平面図とともに複数の観察・評価の地点からの完成予想図が必要であり、工作物の基礎部分の敷設に係る横断面図が必要となる場合も想定される。

なお、特にこの種の事業については、近接した区域内で独立した電波塔が連続的に複数設置される可能性を十分視野に入れた観察・評価をその後に行うことも必要である。

3 風力発電施設

(1) 対象

風力を利用した発電装置で、風車状の形状のものを対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

当該施設が建設される場所は、風力・風向等の条件を充足している山間部又は丘陵の尾根上であることが多く、「平泉」においては主に資産全体と一体の良好な環境、総括的属性に関する観察・評価が必要となる。

高さが数十メートルから 100 メートルを超える複数の基軸が設置され、その上部に直径が 40～90 メートルの風車を取り付けられる。相当程度の遠方からでも視認が可能であることから、景観の視覚的側面に与える影響は大きい。複数の観察・評価の地点のうち、OUV の属性に対して最も影響を与える地点から観察・評価を行うことが適切である。影響の程度は、施設の規模と視点場からの距離との関係により決定される。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

資産から離れた山間部又は丘陵の尾根上への設置が想定されることから、遺跡（遺構・遺物）への影響はほぼ認められないものと予想される。ただし、新たに建設箇所へのアクセス道路が必要となる場合は、その途上における遺跡（遺構・遺物）の有無にも留意する必要がある。

(4) 準備すべき図面・データ

風力発電等の設置に係る影響の程度を評価するためには、平面図及び複数の観察・評価の地点からの完成予想図が必要である。

4 太陽光発電施設

(1) 対象

連続する太陽光パネル及びそれらに付帯する電力供給装置を対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

当該施設が設置される場所は、太陽光の照射時間が十分であるなどの条件が必要となることから、主として平坦地又は南の方向（南東・南西の方向を含む）に傾斜した緩斜面の土地が対象となることが想定される。そのため、すべての属性に関する観察・評価が必要となるが、特に資産全体と一体の良好な環境、総括的属性への影響の程度に関する検討を要することが予想される。

1 箇所に集中して設置される発電パネルの規模はさまざまであり、規模の観点において一律に影響を予想することは困難であるが、資産全体と一体の良好な環境に関しては、設置面積と観察・評価の地点からの距離との関係が影響の程度を左右し、総括的

属性に関しては、基本的に設置面積がほぼそのまま影響の程度を左右することとなる。また、属性1に関しては、3つの浄土庭園に直接関わる観察・評価の地点から金鷄山を眺望した場合の両者間の視覚的關係が、属性2に関しては、仏堂・浄土庭園の中心部分からの距離などが、それぞれ影響の程度を左右することとなる。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

設置面積は小規模なものから大規模なものまで多岐にわたる可能性がある。そのうち、特に大規模なものについては、広範囲にわたり地下の遺跡（遺構・遺物）の重要度を確認する必要がある。

(4) 準備すべき図面・データ

太陽光発電等の設置に係る影響の程度を観察・評価するためには、平面図及び複数の観察地点からの完成予想図が必須であり、さらに、設置に係る横断面図等も求められる。

5 建築物その他の工作物の新築又は増改築

(1) 対象

公共施設・商業施設等の建築物その他の工作物を対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

建築物等については、既存の建築物等の改修のほか新築又は増改築が予想されるが、資産の周辺の緩衝地帯において計画が予想されるものである。そのため、主として属性1、属性2に負の影響を及ぼし得る。属性1に関しては、建築物等の仕様に加え、3つの浄土庭園に直接関わる観察・評価の地点から金鷄山を眺望した場合の両者間の視覚的關係が、属性2に関しては、同様に建築物等の仕様及び仏堂・浄土庭園の中心部分からの距離などが、それぞれ影響の程度を左右することとなる。また、公共施設・商業施設で開発が広範囲に及ぶものについては、資産全体と一体の良好な環境、総括的属性を考慮した観察・評価が必要となる。

特に商業施設については、施設が設置されたことにより発生する通過車両等の騒音をはじめ、産業廃棄物から発生する悪臭などにも留意する必要がある、いずれの場合にもそれらの規模と観察・評価の地点からの距離が影響の程度を観察・評価する際の重要な留意点となる。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

個人住宅等の設置面積は小規模である場合が多いが、遺跡（遺構・遺物）の保存の観点から重要な位置における開発ともなり得る。また、公共施設や商業施設等の場合においても、地下の遺構・遺物に関する十分な情報把握が必要である。

(4) 準備すべき図面・データ

個人住宅等建築の新築又は増改築に係る影響の程度を観察・評価するためには、平面図・横断面図・仕様図が求められる。また、公共施設や商業施設の場合には、施設の性質にもよるが、新たに発生する騒音・悪臭に係る分析データが必要となる場合がある。

6 仏堂等の新築又は増改築

(1) 対象

中尊寺及び毛越寺、観自在王院跡の仏堂及び関連施設を対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

個人住宅等と類似する開発行為等であるが、基本的に資産内で行われるものである。また、宗教活動を維持していくために必要不可欠なものでもある。そのため、この種の開発行為等が負の影響を及ぼし得るのは属性2である。影響の程度は、仏堂等の外観及び仏堂・浄土庭園の中心部分からの距離などにより左右する。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

特別史跡又は史跡若しくは特別名勝又は名勝の指定地内における開発行為等であることから、遺跡の重要性に鑑み、現況変更及び保存に影響を及ぼす行為が強く制限されている。資産内においては、基本的に仏堂等に係る遺跡（遺構・遺物）を保存する必要があり、地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）のみならず地上に表出している遺跡（遺構・遺物）も含め、その全部又は一部が損壊する可能性がある場合は、OUVの属性への影響が極めて大きいと考えなければならない。

(4) 準備すべき図面・データ

仏堂等の新築又は増改築に係る影響の程度を観察・評価するためには、いずれもそれらの詳細な平面図・立面図・断面図のほか詳細な仕様図が求められる。

7 屋外広告物等（広告物以外の掲示物を含む）

(1) 対象

看板やのぼり旗など屋外広告物の全般を対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

屋外広告物等については、主に資産の周辺の緩衝地帯において計画が予想されるものであり、主として属性1、属性2に負の影響を及ぼし得るものである。属性1に関しては、屋外広告物等の仕様に加え、3つの浄土庭園に直接関わる観察・評価の地点から金鷄山を眺望した場合の両者間の視覚的關係が、属性2に関しては、同様に屋外広告物等の仕様及び仏堂・浄土庭園の中心部分からの距離などが、それぞれ影響の程度を左右する。また、資産から離れた緩衝地帯に設置される大型の屋外広告物等については、資産全体と一体の良好な環境、総括的属性を考慮した観察・評価が必要となる。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

屋外広告物等の設置面積は小規模である場合が多いが、OUVの属性との関係において重要な位置を占める開発ともなり得る。また、大型の広告物等の場合は、地下の遺跡（遺構・遺物）に関する十分な情報が必要である。

(4) 準備すべき図面・データ

屋外広告物等の設置・改修に係る影響の程度を観察・評価するためには、詳細な平面

図・立面図・断面図・仕様図が求められる。

8 資産内における発掘調査

(1) 対象

記録保存としての発掘調査を除き、学術的観点から行う発掘調査を対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

学術的観点から行う発掘調査の場合、調査終了後には発掘調査前の状態に復旧することを基本とするため、調査時における一時的な変更を除き、景観への影響はない。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

OUVの属性と直接的に関連する内容及び範囲（30ページの表2を参照されたい）の調査においては、発掘調査の規模・方法によってOUVの属性への影響の程度を観察・評価することが必要となる場合がある。OUVの属性と間接的な関連を持つ内容及び範囲の調査においても同様であり、調査の対象となる遺構・遺物がOUVの属性とどのような関係を持っているかによって、影響の程度が観察・評価できる。

(4) 準備すべき図面・データ

発掘調査に係る影響の程度を観察・評価するためには、詳細な発掘調査計画と発掘調査終了後の遺構・遺物の保護方法の提示が求められる。

9 資産内における遺跡（遺構・遺物）の修復、保全環境の改善

(1) 対象

資産を保存及び活用するための事業を対象とする。

(2) 景観の側面における観察・評価の留意点

資産の修復及び保全環境の改善、資産の理解を促進するためのプレゼンテーション⁸は、属性1及び属性2に対して影響を与え得るものである。ただし、これらは基本的にOUVの属性がよく理解されたうえで行われるものであることから、負の影響よりもむしろ資産及び資産の全体に係る理解の増進に貢献する内容であることが多い。

一方で、OUVの属性を十分に理解しないまま修復及び保全環境の改善、プレゼンテーションの計画が策定された場合には、事業実施以前に比して理解が増進されることがなかったり、OUVの属性に対して負の影響を与えたりする可能性もある。

(3) 遺跡（遺構・遺物）の側面における観察・評価の留意点

基本的に十分な保護措置を講じたうえで修復及び保全環境の改善、プレゼンテーションを行うものであることから、遺跡（遺構・遺物）への影響はない。ただし、地上に表出している仏堂や庭園の石組みなどの遺構については、修復及び保全環境の改善、プ

⁸ 修復には、遺跡の修理・普及をはじめ、遺跡の確実な保存のために行う盛土、排水施設の設置等を、プレゼンテーションには、地下の遺跡の内容を地上に表示した施設、遺跡の案内・説明に係るサイン、遺跡の便益管理に必要な囲い等の施設の設置をそれぞれ含む。

プレゼンテーションに伴って遺跡（遺構・遺物）の有する OUV が誤解されて伝達されることのないよう、それらの手法の適否について十分に検討することが必要である。

(4) 準備すべき図面・データ

遺跡（遺構・遺物）の修復及び保全環境の改善、プレゼンテーションに伴う影響の程度を観察・評価するためには、詳細な修復及び保全環境の改善、プレゼンテーションの計画において、それらの手法が OUV の属性とどのような関係を持ち、どのような有益な効果をもたらすのかについて整理することが必要である。

各種の開発事業等と OUV の属性との関係については 38 ページの表 3 を、OUV の属性ごとの観察・評価の留意点については 39 ページの表 4 を、それぞれ参照されたい。

表3 「平泉」のOUVの属性と各種の開発事業等との関係

各種の開発事業等 OUVの属性		1 道路事業等	2 携帯電話基地局等	3 風力発電施設	4 太陽光発電施設	5 建築物その他の工作物の新築又は増改築	6 仏堂等の新築又は増改築	7 屋外広告物等(広告物以外の掲示物を含む)	8 資産内における発掘調査	9 資産内の遺跡の修復、保全環境の改善
		資産全体と一体の良好な環境		資産周辺における事業	資産周辺における設置	資産周辺における設置	資産周辺における設置	資産周辺における設置(公共施設、商業施設)	—	資産周辺における設置
総括的 属性	金鶏山・4つの寺院仏堂の複合体	資産周辺における事業(河川改修を含む)	資産内における設置	資産周辺における設置	資産周辺における設置	資産周辺における設置(公共施設、商業施設)	—	資産周辺における設置	—	—
属性1	3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり	3つの浄土庭園と金鶏山との間の事業	金鶏山及び3つの浄土庭園と金鶏山との間の事業	—	金鶏山への設置	3つの浄土庭園と金鶏山との間への建築等	—	3つの浄土庭園と金鶏山との間への設置	—	—
属性2	理想郷としての浄土庭園とその周辺景観	—	4つの浄土庭園及びその周辺における設置	—	4つの浄土庭園及びその周辺における設置	—	4つの浄土庭園及びその周辺における新築・増改築等	4つの浄土庭園及びその周辺における設置	—	4つの浄土庭園及びその周辺における修復・プレゼンテーション
属性3	現存するか又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園	資産内における新規事業	資産内における新規事業	—	資産内における新規事業	資産内における新規事業	現存する仏堂等の改修	資産内における新規の設置	4つの浄土庭園及びその周辺における発掘調査 資産内の発掘調査	4つの浄土庭園及びその周辺における修復・プレゼンテーション

表4 「平泉」OUVの属性ごとの開発行為等による観察・評価の留意点

属性 attributes		開発行為等の観察・評価の留意点		
		景観		遺跡(遺構・遺物)
		視覚	聴覚・嗅覚	
資産全体と一体の良好な環境		資産(5つの構成資産の複合体)の周辺景観が変更されることによって、平泉への来訪者が仏国土(浄土)について理解することが困難になるものであるか否か？	仏国土(浄土)を想起させる静寂さが失われた場合、又は持続的な悪臭が漂っている場合、平泉への来訪者が仏国土(浄土)について理解することが困難になるものであるか否か？	
総括的属性	金鷄山・4つの寺院仏堂の複合体	資産(5つの構成資産の複合体)の景観が変更されることによって、平泉への来訪者が仏国土(浄土)について理解することが困難になるものであるか否か？		
属性1	3つの浄土庭園、金鷄山、双方のつながり	3つの浄土庭園(毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡)と金鷄山間との眺望が阻害されることによって、浄土庭園が平泉に存在することとの関係が失われるものであるか否か？	仏国土(浄土)を想起させる静寂さが失われた場合、又は持続的な悪臭が漂っている場合、平泉への来訪者が仏国土(浄土)について理解することが困難になるものであるか否か？	
属性2	理想郷としての浄土庭園とその周辺景観	浄土庭園の周辺景観が変更されることによって、仏堂と庭園(及び背後の山)によって表現しようとした「仏国土(浄土)」の理想(理想郷)が失われるものであるか否か？	仏国土(浄土)を想起させる静寂さが失われた場合、又は持続的な悪臭が漂っている場合、平泉への来訪者が仏国土(浄土)について理解することが困難になるものであるか否か？	平泉における仏国土(浄土)の表現のうち、地上に顕在化している浄土庭園を構成する仏堂遺構及び庭園遺構及び復元庭園、並びにそれらの背後の山容が変更されることによって、仏国土(浄土)を構成する重要な要素が失われる可能性があるか否か？
属性3	現存するか又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園	平泉における仏国土(浄土)の表現のうち、地上に顕在化している仏堂・復元庭園の景観が変更されることによって、仏国土(浄土)の景観要素が失われる可能性があるか否か？		平泉における仏国土(浄土)を表現する仏堂・庭園など、及びそれらの考古学的遺構が変更された場合、仏国土(浄土)を構成する要素が失われるものであるか否か？

第5章 開発行為等による OUV の属性への影響を観察・評価するための地点設定

平泉町景観計画（平成 27 年（2015）改訂版）⁹及び「平泉の文化遺産」経過観察実施要領（包括的保存管理計画）（平成 31 年（2019）3 月改定版）⁴に定める経過観察地点などを元として、今回改めて 20 箇所を観察・評価の地点として設定した（41 ページの表 5 を参照されたい）。

また、それらの設定にあたっては、各種の開発行為等と OUV の属性との関係に留意し、的確な評価が可能となるよう考慮した。同時に、観察・評価の視覚的な方向に死角が生ずることがないように地図上のみならず現地での確認作業（本調査研究の事務局である実行委員会事務局による実地調査及び委員会による現地確認）をすべての観察・評価の地点において複数回実施した。

嗅覚・騒音についても、視覚と同様の観点から観察・評価を行うこととし、構成資産である中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡のほか高館跡を含め、必要に応じて環境省が定める臭気指数規制及び騒音規制法に基づく規制基準に沿って判断を行うこととした。

なお、これまで実施してきた HIA の過程では、開発行為等の対象地が来訪者・地域住民の利用が多い道路に近接している場合、各市町の景観条例で予め定めた観察・評価の地点以外に、遺産への影響を評価するための当該道路沿いの適当な地点を選択し、観察・評価の充実に努めてきた経緯・実績がある。そのような経緯・実績に鑑み、令和 2（2020）年度以降に HIA の運用の在り方を検討する際には、個別の開発行為等の位置・規模等を考慮しつつ、必要と考えられる場合には観察・評価の地点を追加できるよう手順を定めておくことが求められる可能性がある。例えば、個別の HIA に関する平泉遺跡群調査整備指導委員会からの指摘に基づき、推進協議会が開発行為等の主体と協議を行う過程で、観察・評価の地点の追加について提案できるよう手順を定めるなどの方法が考えられる。

⁹ 以下の URL からダウンロードできる。

https://www.town.hiraizumi.iwate.jp/index.cfm/21,708,c,html/708/keikan_keikaku.pdf

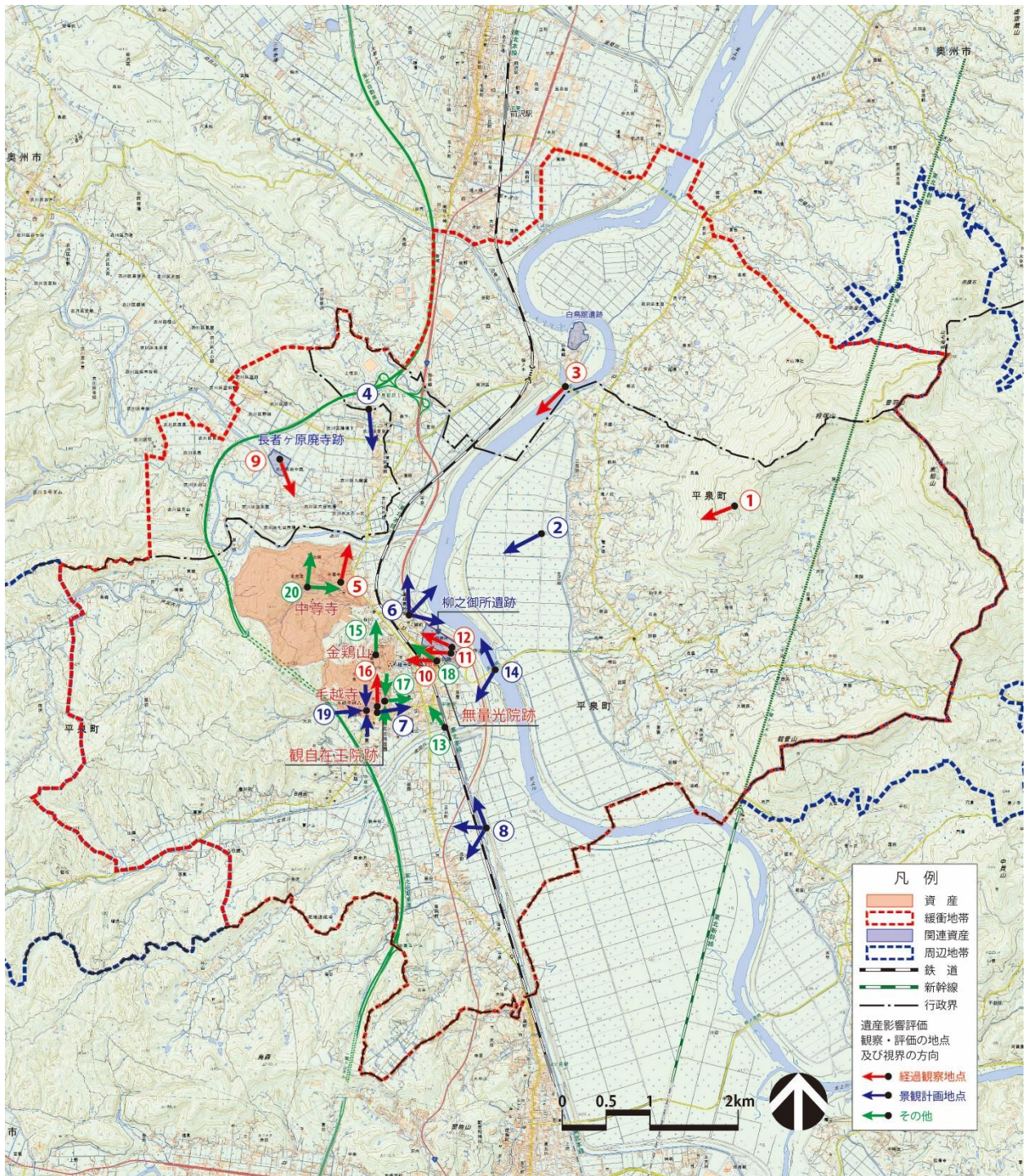
表5 観察・評価の地点一覧表 (20地点)

※ 網掛けは、聴覚・嗅覚に係る観察・評価もあわせて実施する地点

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観 ○ 景観条例 委員推薦 ★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
①	資産全体と一体の 良好な環境	東福山(大文字焼展望台) から資産全体方向	★	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局(H26) 平泉スマートIC(H27)	平泉4号BP拡幅・ 西側山稜の風力発電等
②	資産全体と一体の 良好な環境	滝の沢谷地から資産全体方向	★	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局(H26)	携帯基地局設置・ 西側山稜の風力発電等
③	資産全体と一体の 良好な環境	箱石橋から資産全体方向	★	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 資産全体の周辺環境	白鳥地区堤防建設 (H24)	携帯基地局設置・ 西側山稜の風力発電等
④	資産全体と一体の 良好な環境	衣川荘(国民宿舎)から 資産全体方向	★	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	県道花巻衣川線(H23) 衣川携帯基地局(H26) 東福山風力発電(参考:H27)	携帯基地局設置・ 西側・東側山稜の風力発電等
⑤	資産全体と一体の 良好な環境	中尊寺(東物見)から 衣川方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局(H26)	携帯基地局設置等
⑥	資産全体と一体の 良好な環境	高館から東福山、北上川方向	○	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局(H26) 東福山風力発電(参考:H27)	平泉4号BP拡幅・ 携帯基地局設置等
⑦	資産全体と一体の 良好な環境	毛越寺から親自在王院跡、 東福山、観音山方向	○	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	東福山風力発電 (参考:H27)	携帯基地局設置・ 東側山稜の風力発電等
⑧	資産全体と一体の 良好な環境	北上川堤防付近から 資産全体、東福山方向	★	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	平泉スマートIC(H27)	平泉4号BP拡幅・ 携帯基地局設置等
⑨	総括的属性	長者ヶ原廃寺から中尊寺方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鶏山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)	市道衣川六道線(H23) 市道田中上野線(H23) 衣川携帯基地局(H26) 東福山風力発電(参考:H27)	携帯基地局設置・ 東側・西側山稜の風力発電等
⑩	総括的属性	無量光院跡から金鶏山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鶏山 ◆ 地形(山体・山頂) ◆ 山を覆う樹叢		携帯基地局設置等
⑪	総括的属性	柳之御所遺跡から金鶏山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鶏山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)		携帯基地局設置等
⑫	総括的属性	柳之御所遺跡から関山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鶏山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)		携帯基地局設置等
⑬	総括的属性	太田川堤防上から 資産全体方向	○	新規	● 金鶏山と5つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)		携帯基地局設置・ 東側山稜の風力発電等 ※ 宿泊施設の看板設置等
⑭	総括的属性	高館橋から見る北上川と高館	○	平泉町景観計画	● 金鶏山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)	道の駅平泉(H26) 衣川携帯基地局(H26) 新ガイドサイン建設(H30)	平泉4号BP拡幅・ 携帯基地局設置・ 西側・東側山稜の風力発電等
⑮	総括的属性	金鶏山頂上から	★	平泉町景観計画	● 金鶏山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)	東福山風力発電 (参考:H27)	平泉4号BP拡幅・ 携帯基地局設置・ 東側山稜の風力発電等
⑯	属性1	親自在王院跡から金鶏山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鶏山 ◆ 地形(山体・山頂) ◆ 山を覆う樹叢		携帯基地局設置・ 東側山稜の風力発電等 ※ 宿泊施設の看板設置等
⑰	属性2	親自在王院庭園	○	新規	● 庭園 ◆ 地形(池泉・遣水/水量・水質) ◆ 樹叢・樹木 ● 外周 ◆ 地形(背景をなす丘陵等) ◆ 樹叢・樹木 ● その他 ◆ 音(静けさ) ◆ 匂い ◆ 特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆ 無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能)		携帯基地局設置等 ※ 宿泊施設の看板設置等
⑱	属性2	無量光院跡	○	新規	● 庭園 ◆ 地形(池泉・遣水/水量・水質) ◆ 樹叢・樹木 ● 外周 ◆ 地形(背景をなす丘陵等) ◆ 樹叢・樹木 ● その他 ◆ 音(静けさ) ◆ 匂い ◆ 特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆ 無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能)	中尊寺通り改良(H23)	携帯基地局設置等
⑲	属性2	毛越寺庭園	○	平泉町景観計画	● 庭園 ◆ 地形(池泉・遣水/水量・水質) ◆ 樹叢・樹木 ● 外周 ◆ 地形(背景をなす丘陵等) ◆ 樹叢・樹木 ● その他 ◆ 音(静けさ) ◆ 匂い ◆ 特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆ 無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能)		携帯基地局設置等 ※ 宿泊施設の看板設置等
⑳	属性2	中尊寺境内(大池)から 中尊寺・東福山方向	○	新規	● 庭園 ◆ 地形(池泉・遣水/水量・水質) ◆ 樹叢・樹木 ● 外周 ◆ 地形(背景をなす丘陵等) ◆ 樹叢・樹木 ● その他 ◆ 音(静けさ) ◆ 匂い ◆ 特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆ 無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能)	東福山風力発電 (参考:H27) 中尊寺仏堂建設 (H28)	携帯基地局設置・ 東側山稜の風力発電等 ※ 中尊寺境内/周辺地での 開発行為等

※1 各属性の定義
 資産全体と一体の良好な環境
 総括的属性：金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体
 属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり
 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境
 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園
 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
 ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

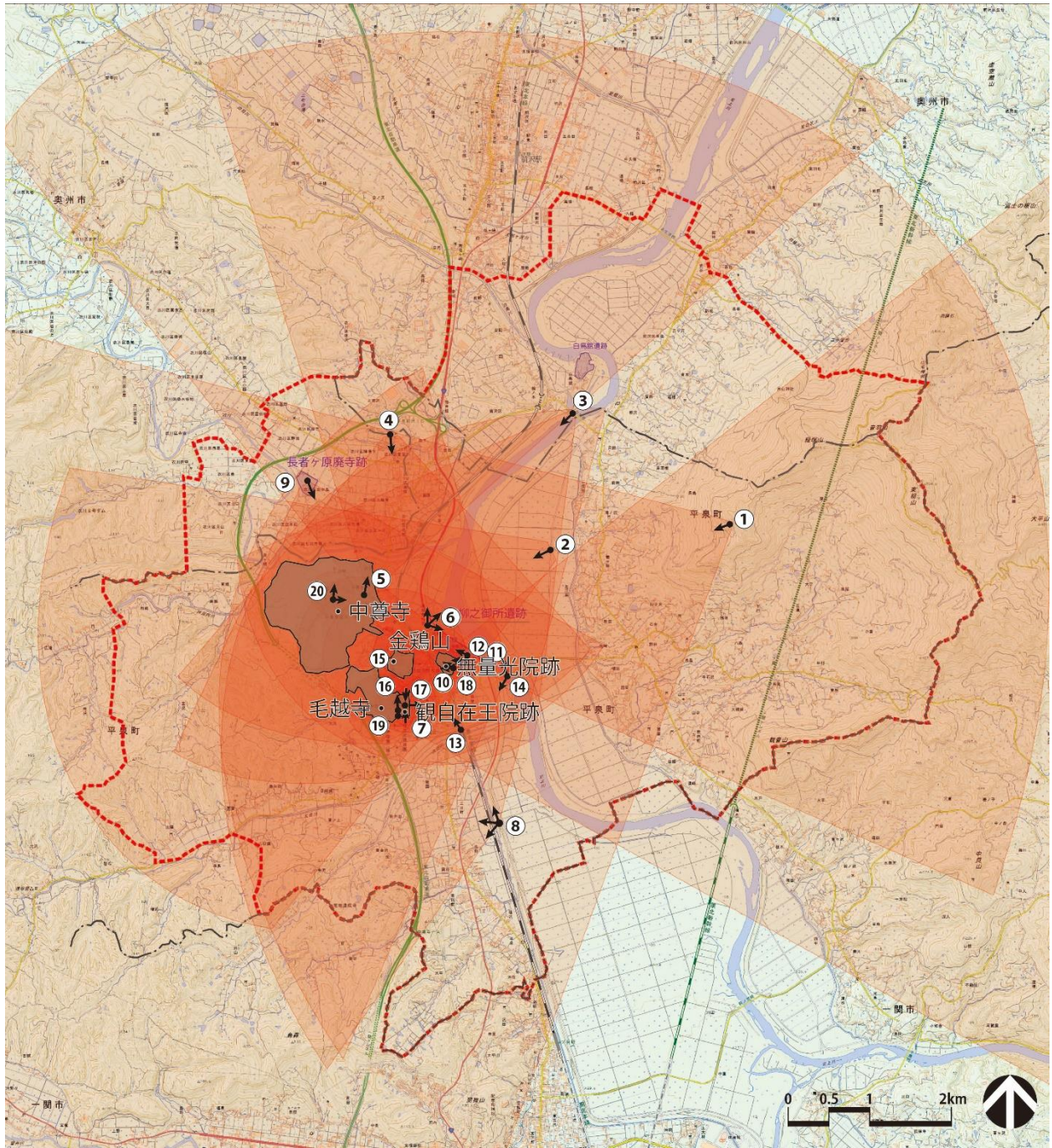


※経過観察地点：包括的保存管理計画（平成 31 年（2019）3 月改訂版）において経過観察の実施が位置付けられている地点

※景観計画地点：平泉町景観計画において重要眺望景観に位置付けられている地点
平泉町景観条例策定時に実施した調査で抽出された景観資源の眺望地点

※その他：今回新たに追加した地点

図 8 観察・評価の地点位置図（20 地点）



※各観察・評価の地点（20箇所）からの視界が及ぶ範囲

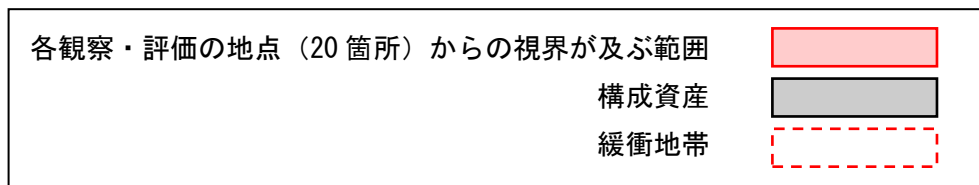
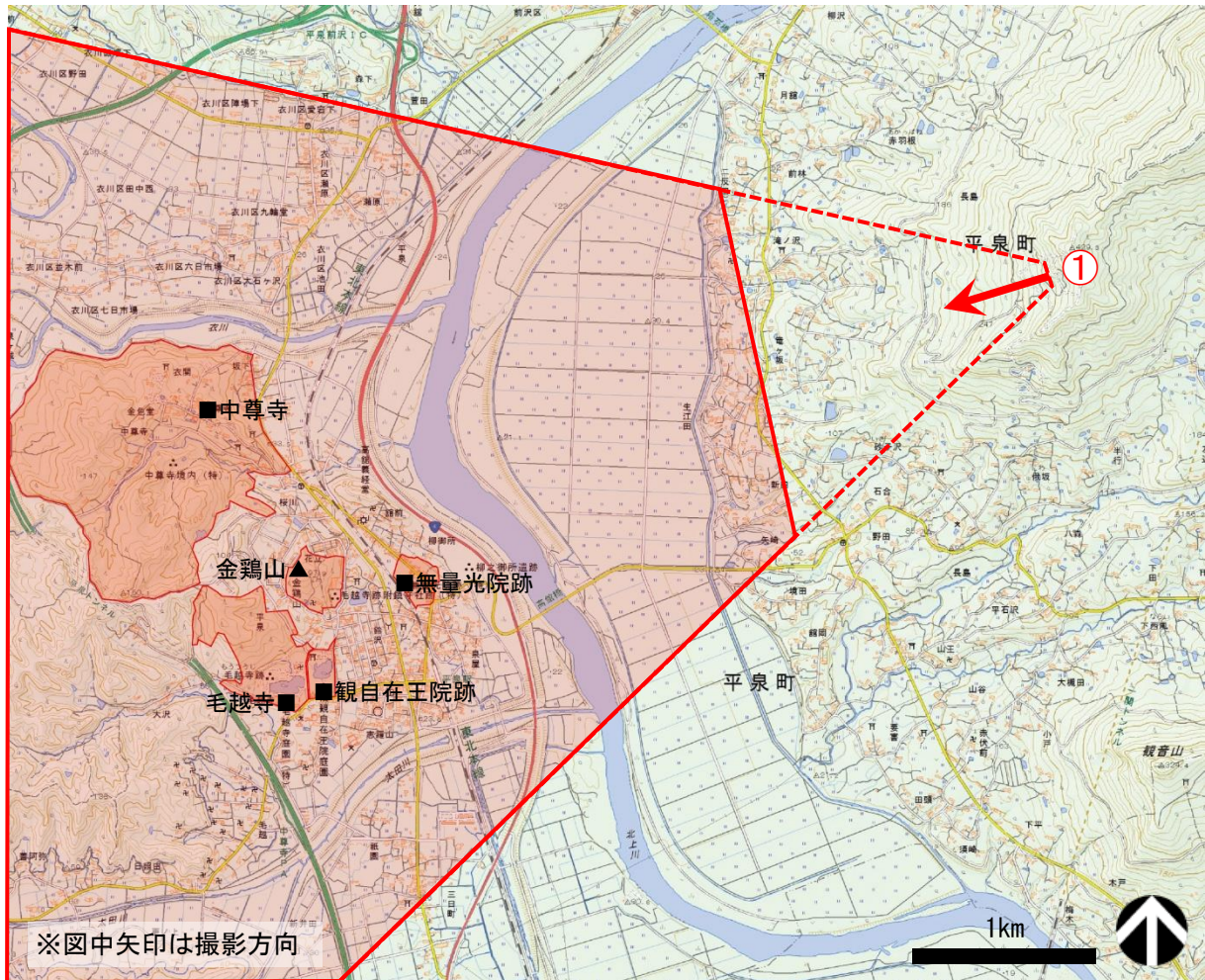


図9 各構成資産及び緩衝地帯の範囲と各観察・評価の地点からの視界が及ぶ範囲

観察・評価の地点①：東稲山（大文字焼展望台）から資産全体方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



東稲山（大文字焼展望台）から資産全体方向

■観察・評価の地点の概要

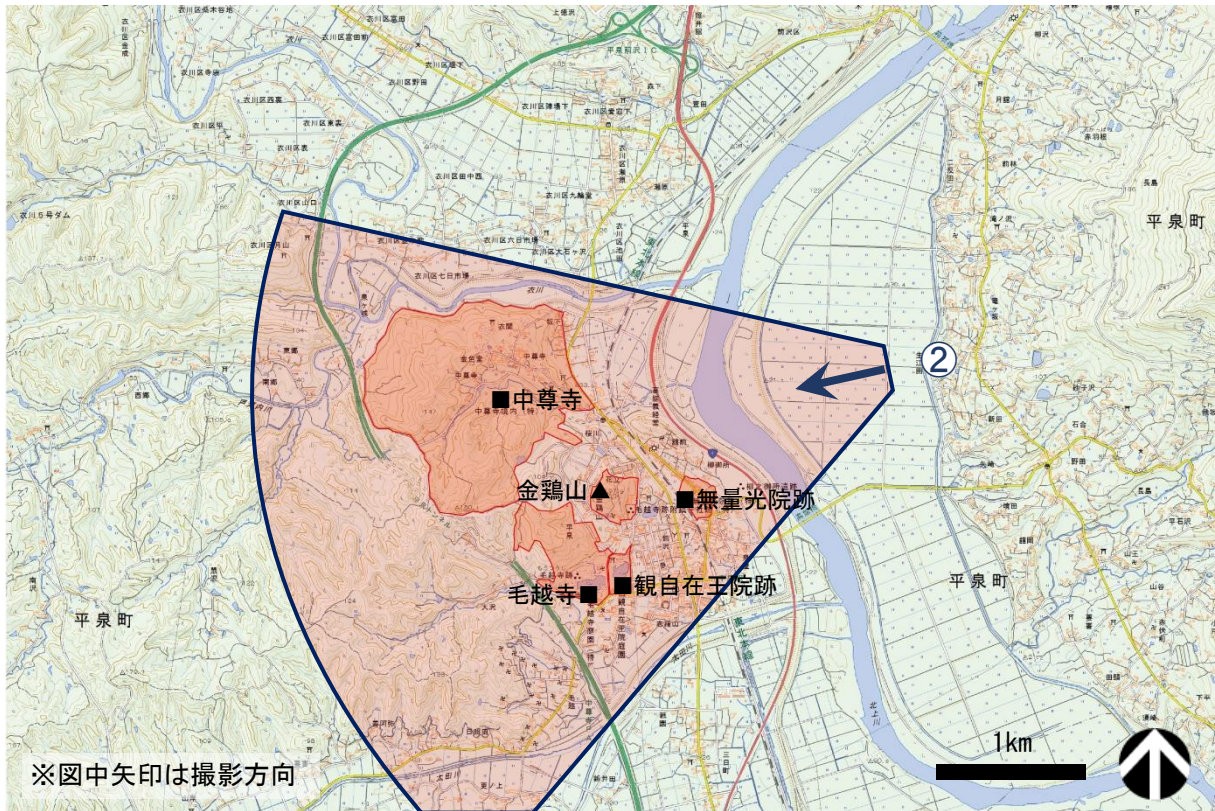
地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 指定推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観（視覚・聴覚・嗅覚）／遺跡（遺構・遺物）	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
①	資産全体と一体の 良好な環境	東稲山（大文字焼展望台） から資産全体方向	★	包括的保存管理計画 （経過観察地点）	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局（H26） 平泉スマートIC（H27）	平泉4号BP拡幅・ 西側山稜の風力発電等

※1 各属性の定義
 資産全体と一体の良好な環境
 総合的属性：金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体
 属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり
 属性2：理髮院としての浄土庭園とその周辺環境
 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園
 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性（attributes）」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
 ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

観察・評価の地点②：滝の沢谷地から資産全体方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真

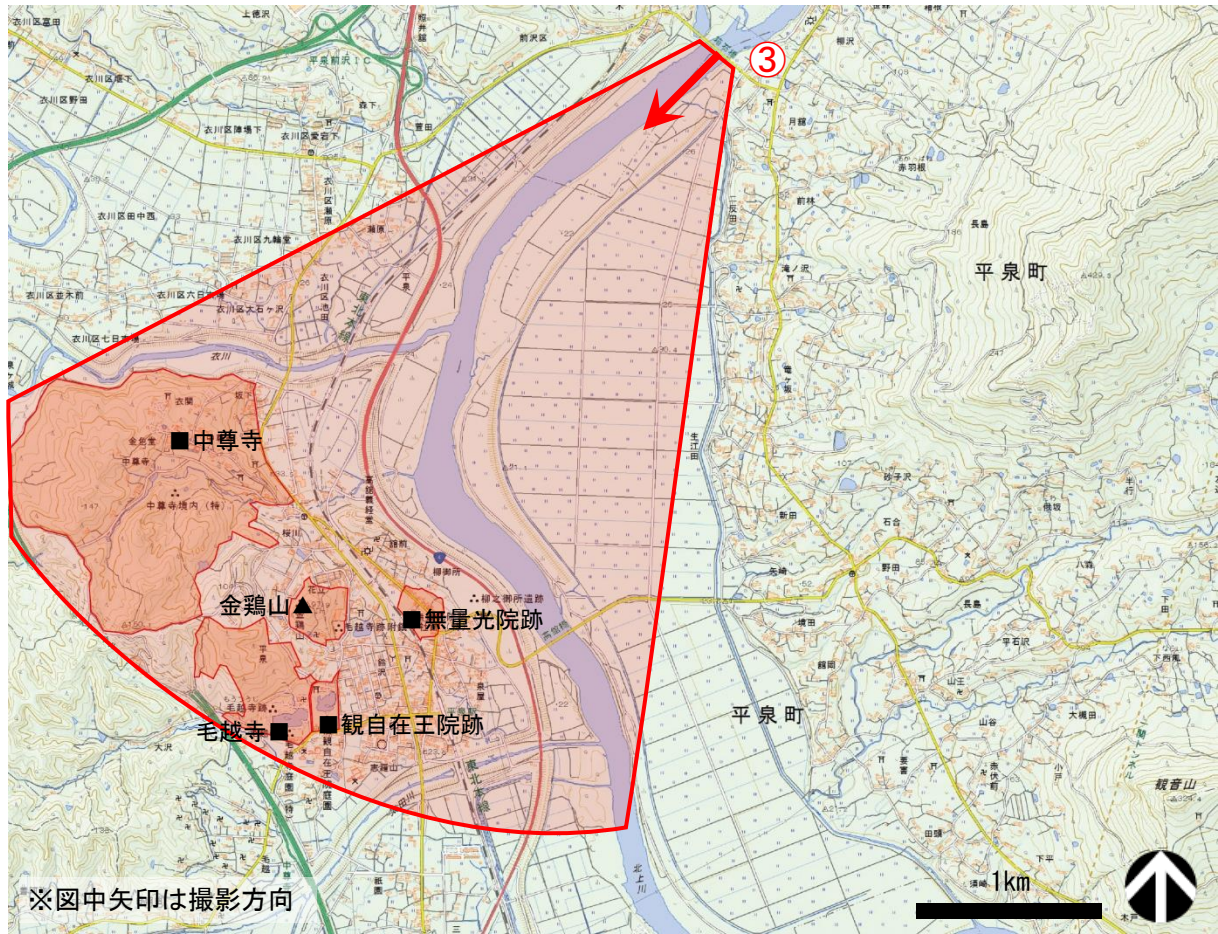


■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
②	資産全体と一体の 良好な環境	滝の沢谷地から資産全体方向	★	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局 (H26)	携帯基地局設置・ 西側山稜の風力発電等
※1 各属性の定義		資産全体と一体の良好な環境 総括的属性：金鷄山との関係を住う4つの寺院の複合体		属性1： 3つの浄土庭園・金鷄山、双方のつながり 属性2： 理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3： 現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園	なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性 (attributes)」の欄に表記することとした。		
※2 観察・評価の地点について		○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。					

観察・評価の地点③：箱石橋から平泉方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



※図中矢印は撮影方向

■観察・評価の地点からの写真

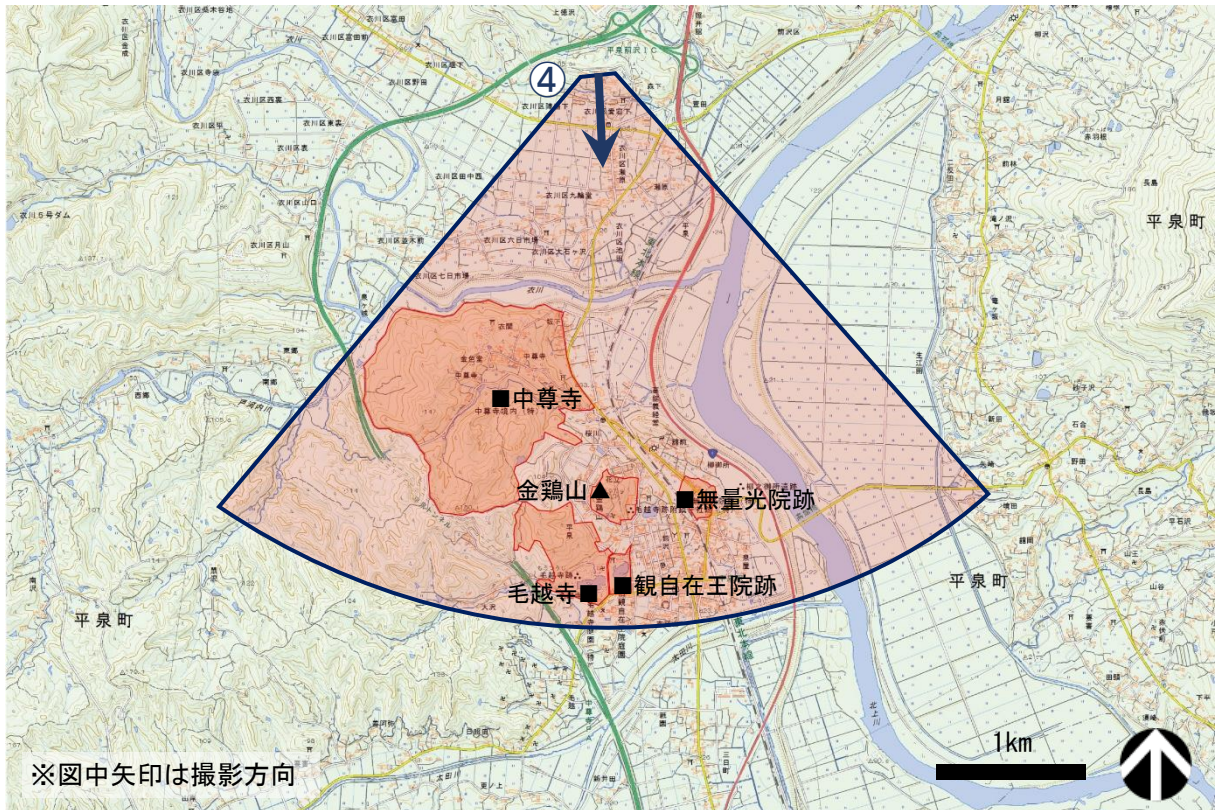


■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚)／遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
③	資産全体と一体の 良好な環境	箱石橋から資産全体方向	★	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 資産全体の周辺環境	白鳥地区堤防建設 (H24)	携帯基地局設置・ 西側山稜の風力発電等
※1 各属性の定義		資産全体と一体の良好な環境 総合的属性：金鶏山との関係を住う4つの寺跡の複合体		属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺跡・金鶏山・浄土庭園			
※2 観察・評価の地点について		○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。					

観察・評価の地点④：衣川荘（国民宿舎）から資産全体方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



※図中矢印は撮影方向

■観察・評価の地点からの写真



衣川荘（国民宿舎）から資産全体方向

■観察・評価の地点の概要

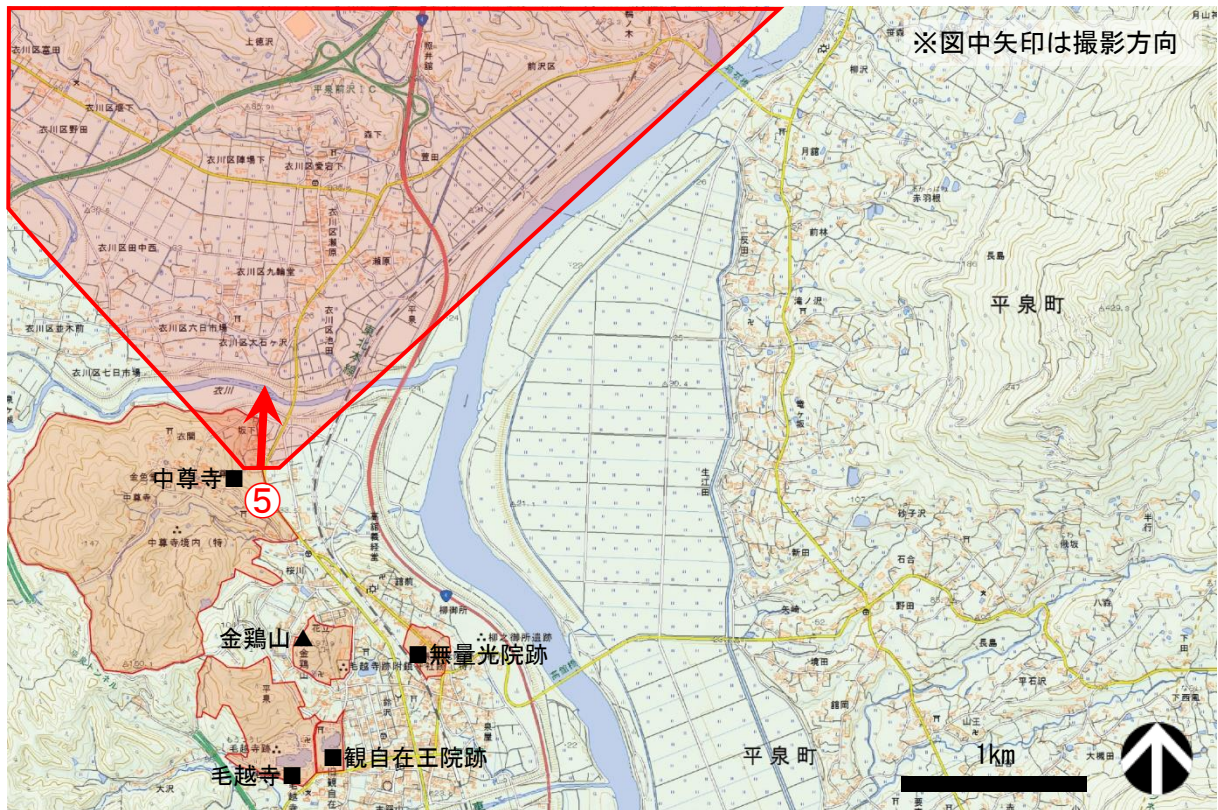
地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観 (視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡 (遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
④	資産全体と一体の 良好な環境	衣川荘（国民宿舎）から 資産全体方向	★	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	県道花巻衣川線 (H23) 衣川携帯基地局 (H26) 東稲山風力発電 (参考:H27)	携帯基地局設置・ 西側・東側山腰の風力発電等

※1 各属性の定義
 資産全体と一体の良好な環境
 総合的属性：金鷄山との関係を住う4つの寺院の複合体
 属性1：3つの浄土庭園、金鷄山、双方のつながり
 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境
 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園
 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性 (attributes)」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
 ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

観察・評価の地点⑤：中尊寺（東物見）から衣川方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



中尊寺（東物見）から衣川方向

■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑤	資産全体と一体の 良好な環境	中尊寺(東物見)から 衣川方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局(H26)	携帯基地局設置等

※1 各属性の定義

資産全体と一体の良好な環境
設法的属性：金鷄山との関係を往う4つの寺院の複合体

属性1：3つの浄土庭園・金鷄山、双方のつながり
属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境

属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園

なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。

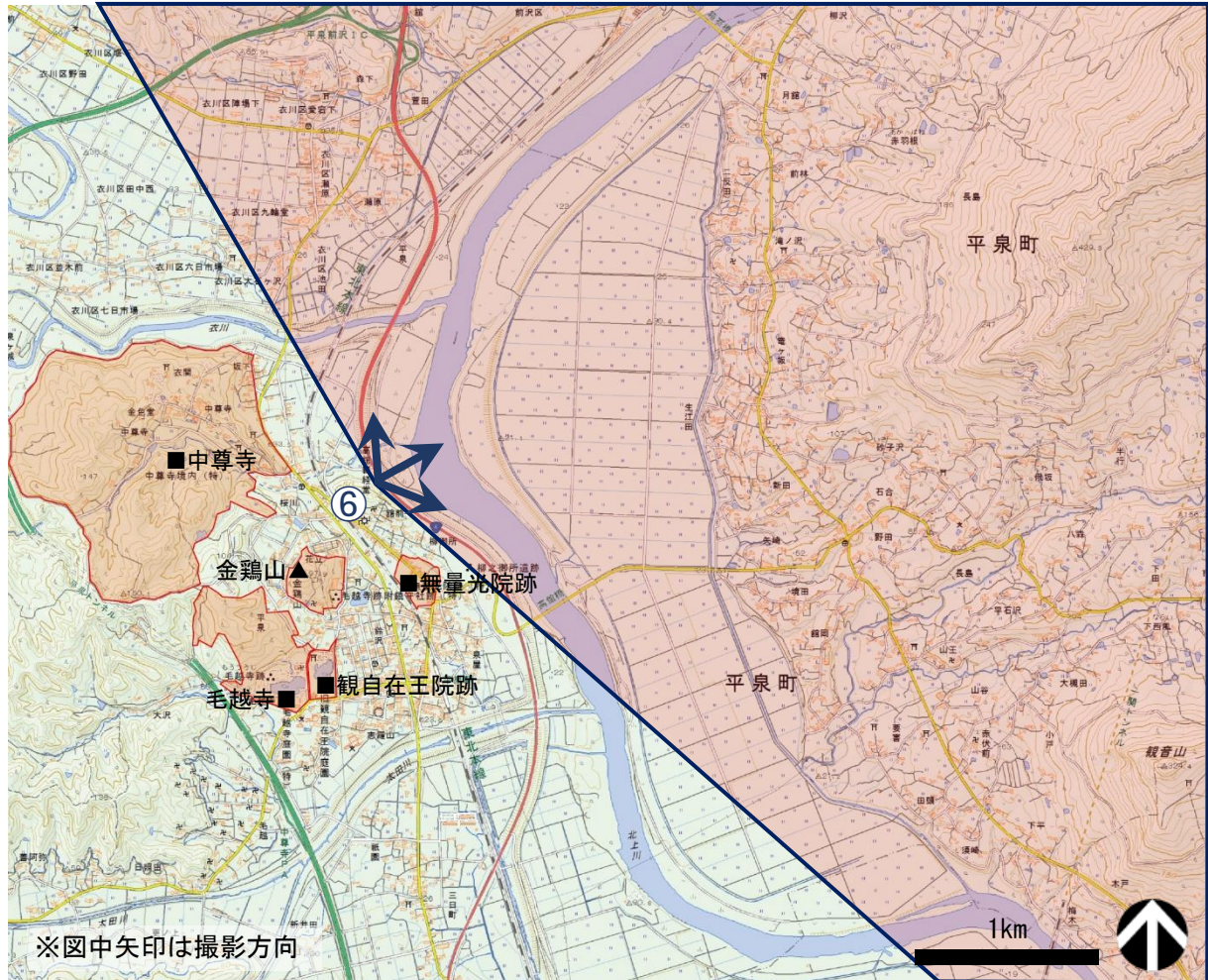
※2 観察・評価の地点について

○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。

★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

観察・評価の地点⑥：高館から東稲山、北上川方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



※図中矢印は撮影方向

■観察・評価の地点からの写真



衣川方向（北）



東稲山方向（東）



高館橋方向（南）

■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚)／遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑥	資産全体と一体の 良好な環境	高館から東稲山、北上川方向	○	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	衣川携帯基地局(H26) 東稲山風力発電(参考:H27)	平泉4号BP拡張・ 携帯基地局設置等

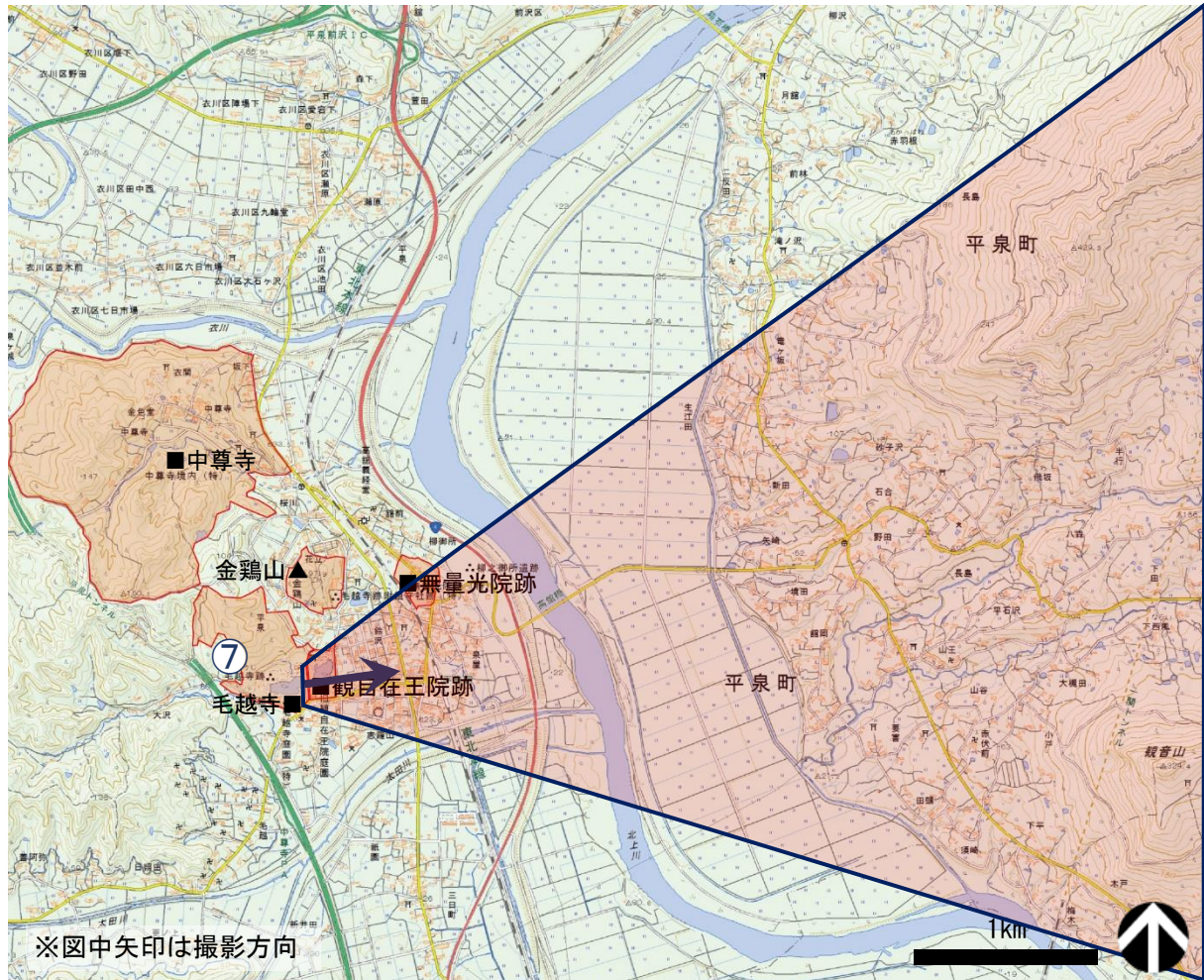
※1 各属性の定義
 資産全体と一体の良好な環境
 総括的属性：金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体
 属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり
 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境
 属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園
 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性 (attributes)」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
 ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

※地点⑥は、聴覚・嗅覚に係る観察・評価もあわせて実施する地点

観察・評価の地点⑦：毛越寺から観自在王院跡、東稲山、観音山方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真

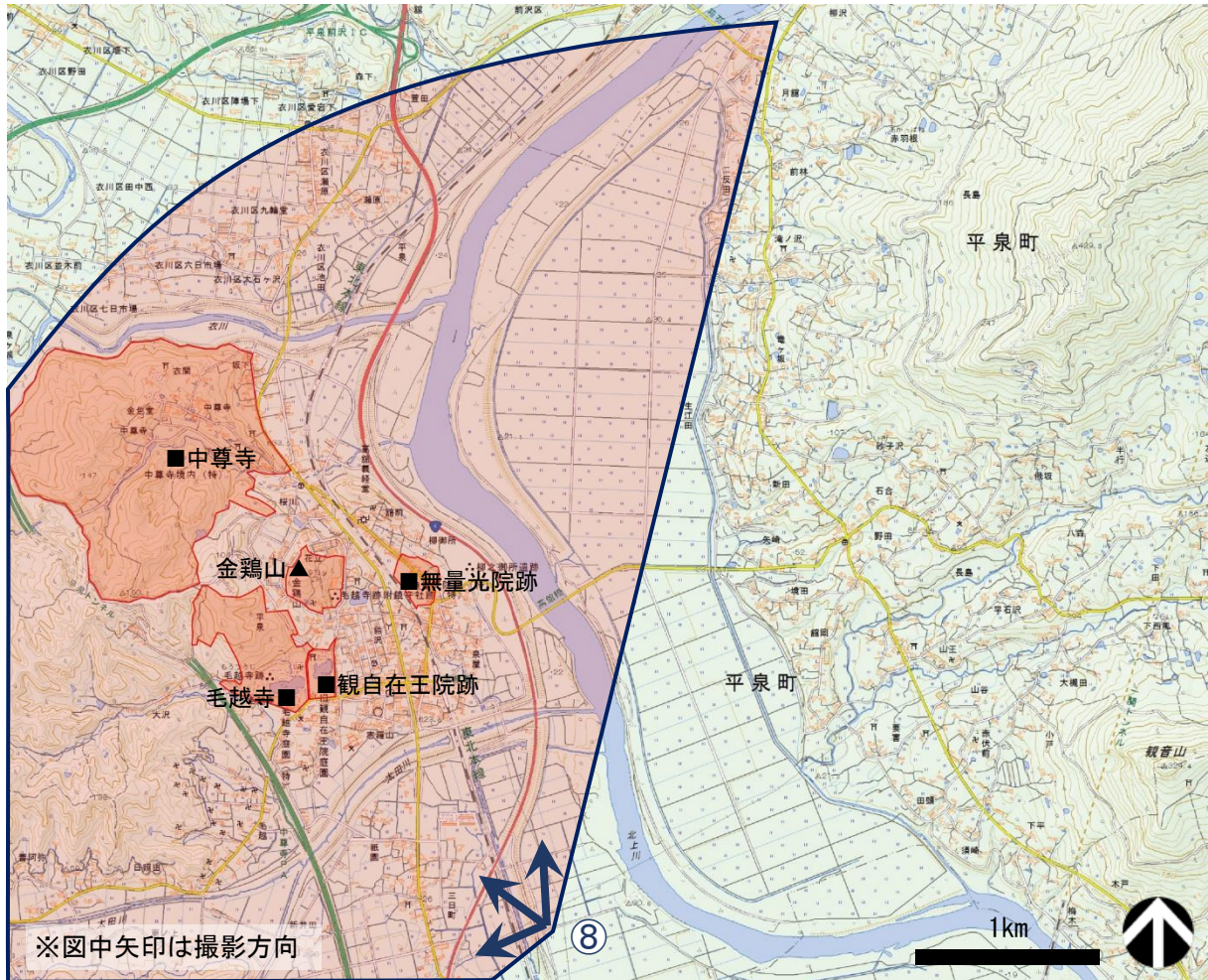


■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑦	資産全体と一体の 良好な環境	毛越寺から観自在王院跡、 東稲山、観音山方向	○	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	東稲山風力発電 (参考:H27)	携帯基地局設置・ 東創山様の風力発電等
※1 各属性の定義		資産全体と一体の良好な環境 総括的属性：金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体		属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。			
※2 観察・評価の地点について		○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。					

観察・評価の地点⑧：北上川堤防付近から資産全体、東稲山方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



■観察・評価の地点の概要

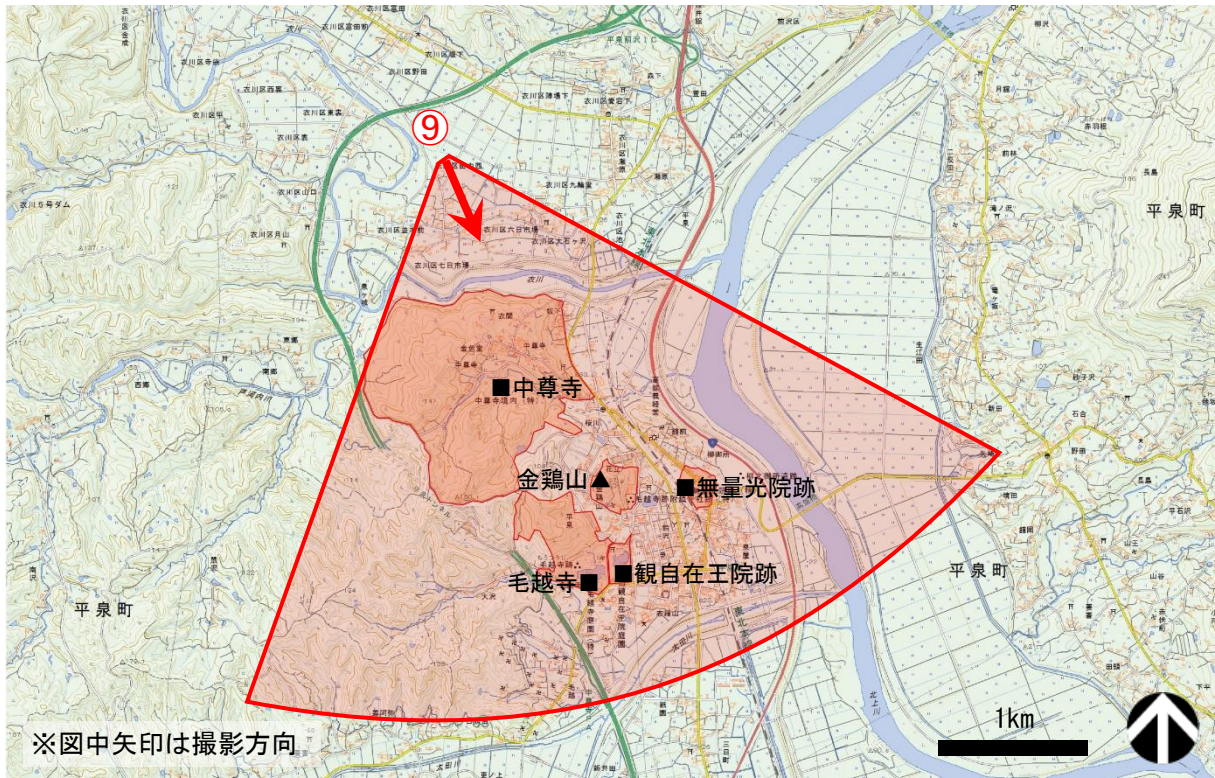
地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑧	資産全体と一体の 良好な環境	北上川堤防付近から 資産全体、東稲山方向	★	平泉町景観計画	● 資産全体の周辺環境	平泉スマートIC(H27)	平泉4号BP拡幅・ 携帯基地局設置等

※1 各属性の定義
 資産全体と一体の良好な環境
 総合的属性、金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体
 属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり
 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境
 属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園
 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性 (attributes)」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
 ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

観察・評価の地点⑨：長者ヶ原廃寺から中尊寺方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚)／遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑨	総括的属性	長者ヶ原廃寺から中尊寺方向		包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鶏山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)	市道衣川六道線(H23) 市道田中上野線(H23) 衣川換乗基地局(H26) 東福山風力発電(参考:H27)	携帯基地局設置・ 東側・西側山稜の風力発電等
<p>※1 各属性の定義</p> <p>資産全体と一体の良好な環境 総括的属性：金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体 属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園</p> <p>なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。</p> <p>※2 観察・評価の地点について</p> <p>○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。</p>							

観察・評価の地点⑩：無量光院跡から金鷄山方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観 (視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡 (遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑩	総合的属性	無量光院跡から金鷄山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鷄山 ◆ 地形 (山体・山頂) ◆ 山を覆う樹叢		携帯基地局設置等

※1 各属性の定義
 資産全体と一休の良好な環境
 総合的属性・金鷄山との関係を伴う4つの寺院の複合体
 属性1: 3つの浄土庭園・金鷄山、双方のつながり
 属性2: 理想郷としての浄土庭園と子の周辺環境
 属性3: 現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園
 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性 (attributes)」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
 ○: 「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
 ★: 「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

観察・評価の地点⑪：柳之御所遺跡から金鷄山方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑪	総括的属性	柳之御所遺跡から金鷄山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鷄山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)		携帯基地局設置等
※1 各属性の定義		資産全体と一体の良好な環境 総括的属性：金鷄山との関係を伴う4つの寺院の複合体		属性1：3つの浄土庭園、金鷄山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。			
※2 観察・評価の地点について		○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。					

観察・評価の地点⑫：柳之御所遺跡から関山方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真

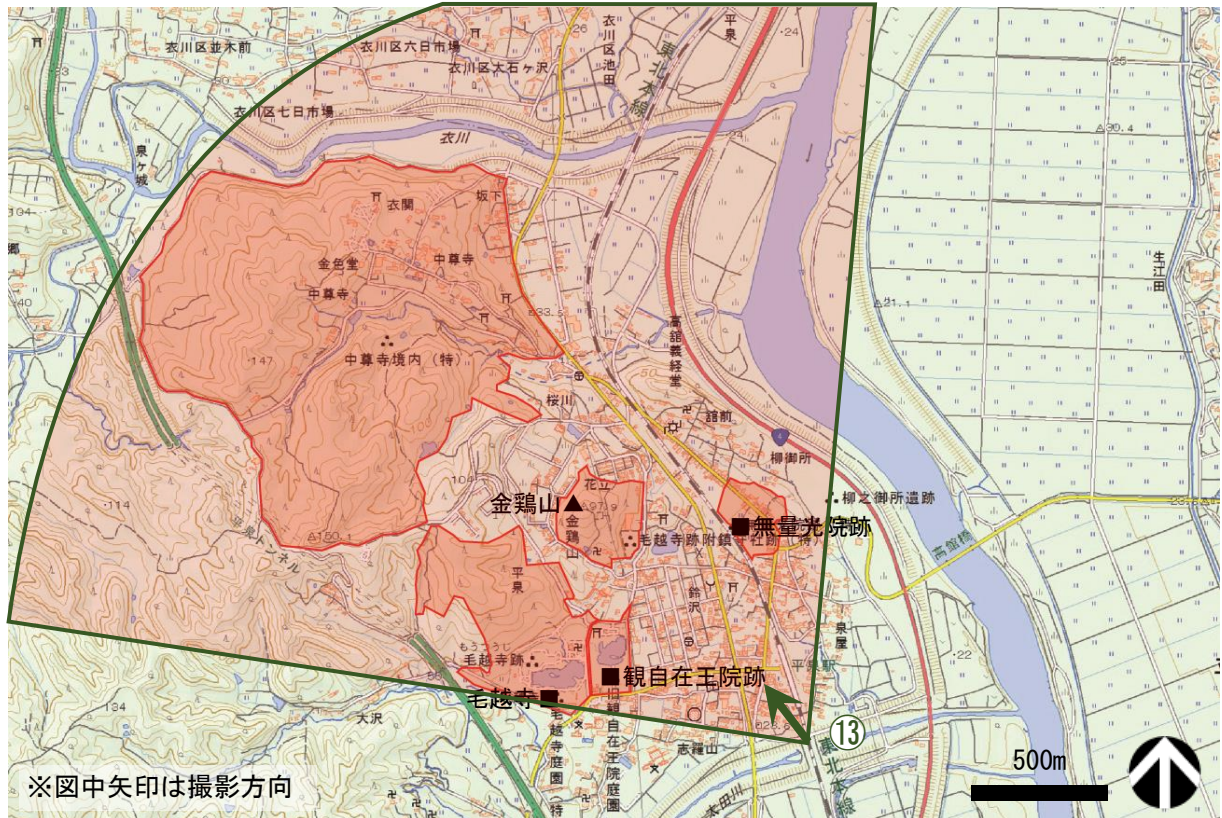


■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑫	総括的属性	柳之御所遺跡から関山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鷄山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)		携帯基地局設置等
<p>※1 各属性の定義</p> <p>資産全体と一体の良好な環境 総括的属性：金鷄山との関係を伴う4つの寺院の複合体 属性1：3つの浄土庭園、金鷄山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園と子の風辺環境 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園</p> <p>なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性 (attributes)」の欄に表記することとした。</p> <p>※2 観察・評価の地点について ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。</p>							

観察・評価の地点⑬：太田川堤防上から資産方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



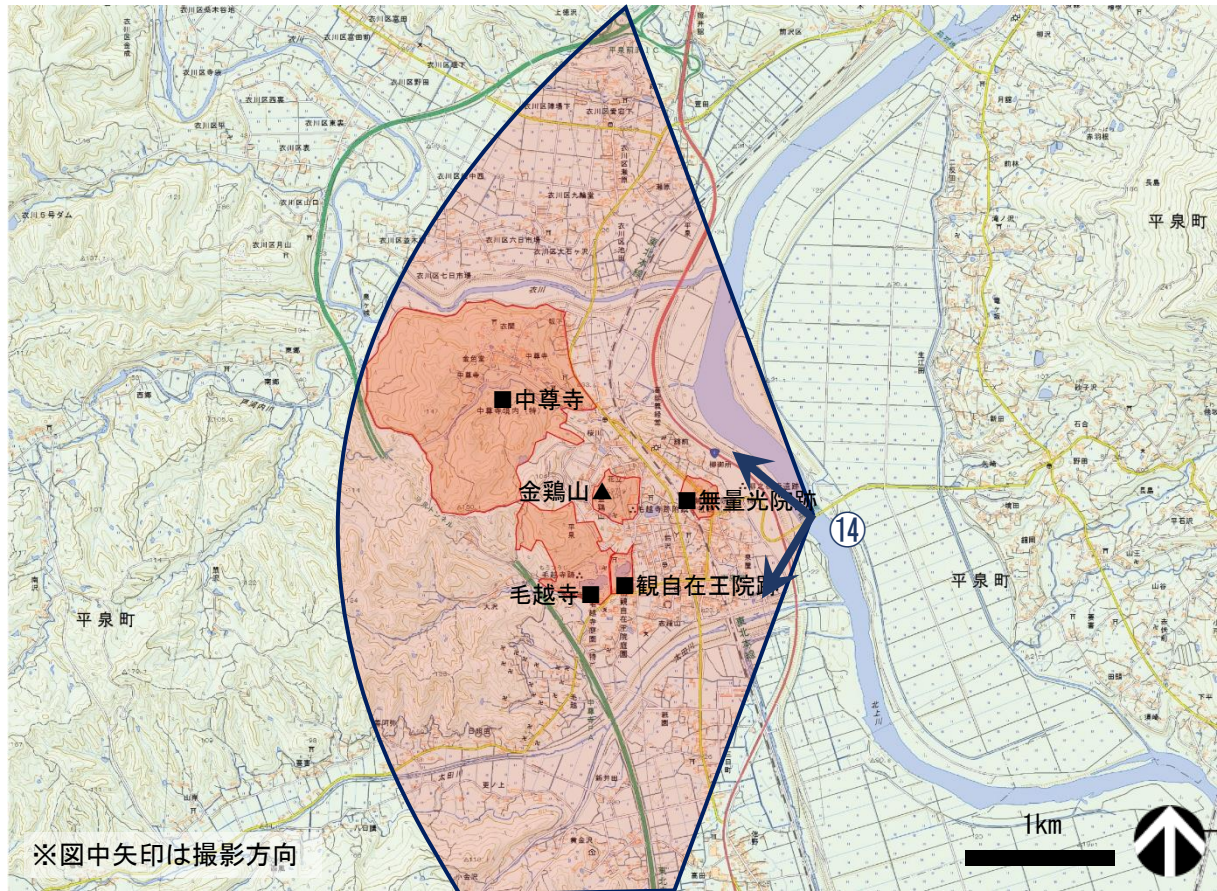
太田川堤防上から資産方向

■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑬	総合的属性	太田川堤防上から 資産全体方向		新規	● 金鶏山と5つの寺院の複合体 ◆ 地形／樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形／樹叢(みどりのマス)		携帯基地局設置・ 東駒山様の風力発電等 ※ 宿泊施設の看板設置等
※1 各属性の定義 資産全体と一体の良好な環境 総合的属性：金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体 属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。							
※2 観察・評価の地点について ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。							

観察・評価の地点⑭：高館橋から見る北上川と高館

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



高館橋から関山・高館方向



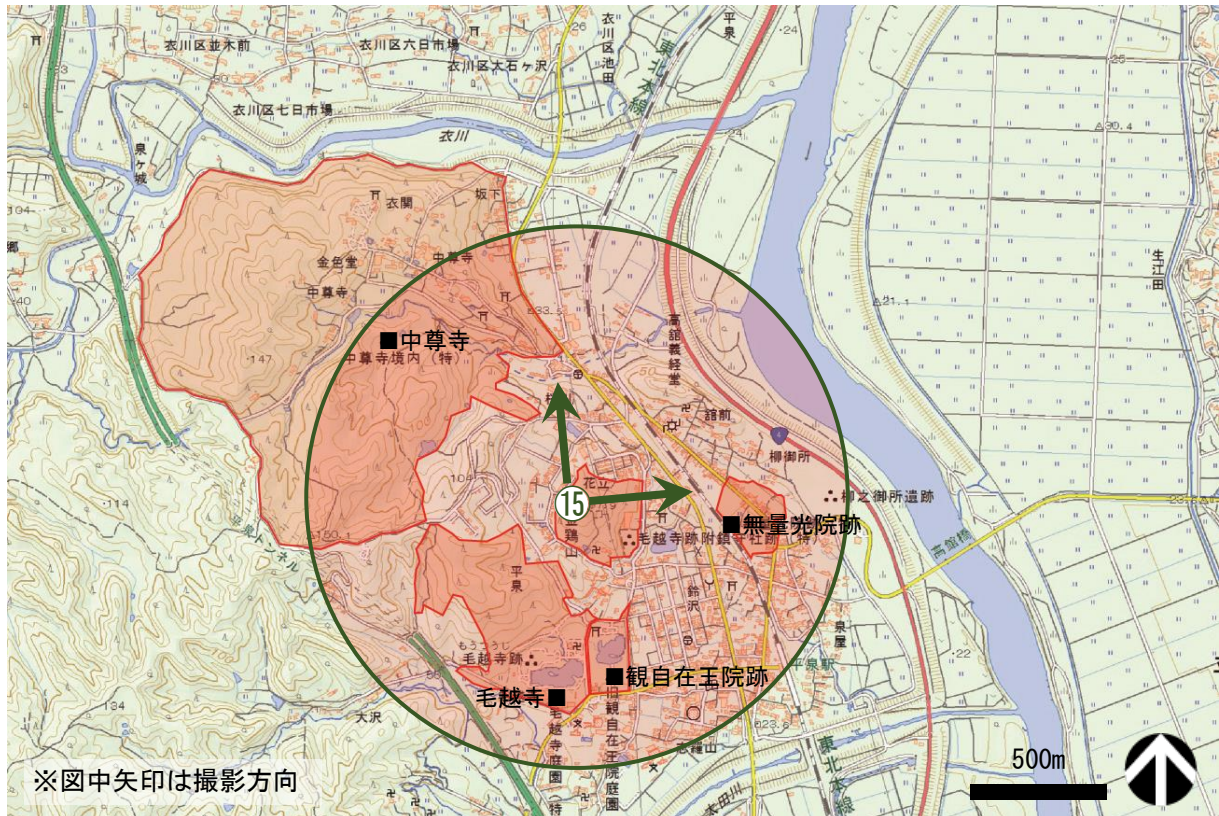
高館橋から南西方向

■観察・評価の地点の概要

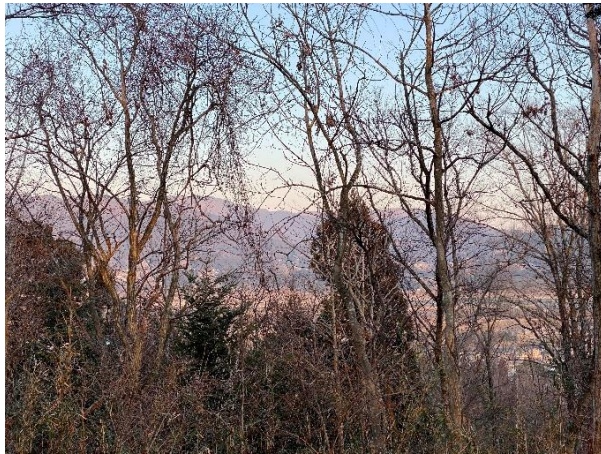
地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 景観推進案※ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚)／遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑭	総合的属性	高館橋から見る北上川と高館	○	平泉町景観計画	● 金鶏山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形／樹叢(みどりのマス) ◆ 寺院境内の地形／樹叢(みどりのマス)	道の駅平泉(H26) 衣川携帯基地局(H26) 新ガイドランス建設(H30)	平泉4号BIP広幅・ 携帯基地局設置・ 西側・東側山麓の風力発電等
<p>※1 各属性の定義</p> <p>遺産全体と一体の良好な環境 総合的属性：金鶏山との関係を往う4つの寺院の複合体 属性1：3つの浄土庭園・金鶏山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。</p> <p>※2 観察・評価の地点について ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。</p>							

観察・評価の地点⑮：金鷄山山頂から

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



金鷄山山頂から東稲山方向（東）



金鷄山山頂から衣川方向（北）

■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑮	総合的属性	金鷄山山頂上から	★	平泉町景観計画	● 金鷄山と4つの寺院の複合体 ◆ 地形/樹叢(みどりのマス) ◇ 寺院境内の地形/樹叢(みどりのマス)	東稲山風力発電 (参考:H27)	平泉4号BP拡幅・ 携帯基地局設置・ 東側山麓の風力発電等

※1 各属性の定義
資産全体と一体の良好な環境
総合的属性：金鷄山との関係を伴う4つの寺院の複合体
属性1：3つの浄土庭園、金鷄山、双方のつながり
属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境
属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園
なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

観察・評価の地点⑬：観自在王院跡から金鷄山方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



※図中矢印は撮影方向

■観察・評価の地点からの写真



観自在王院跡から金鷄山方向

■観察・評価の地点の概要

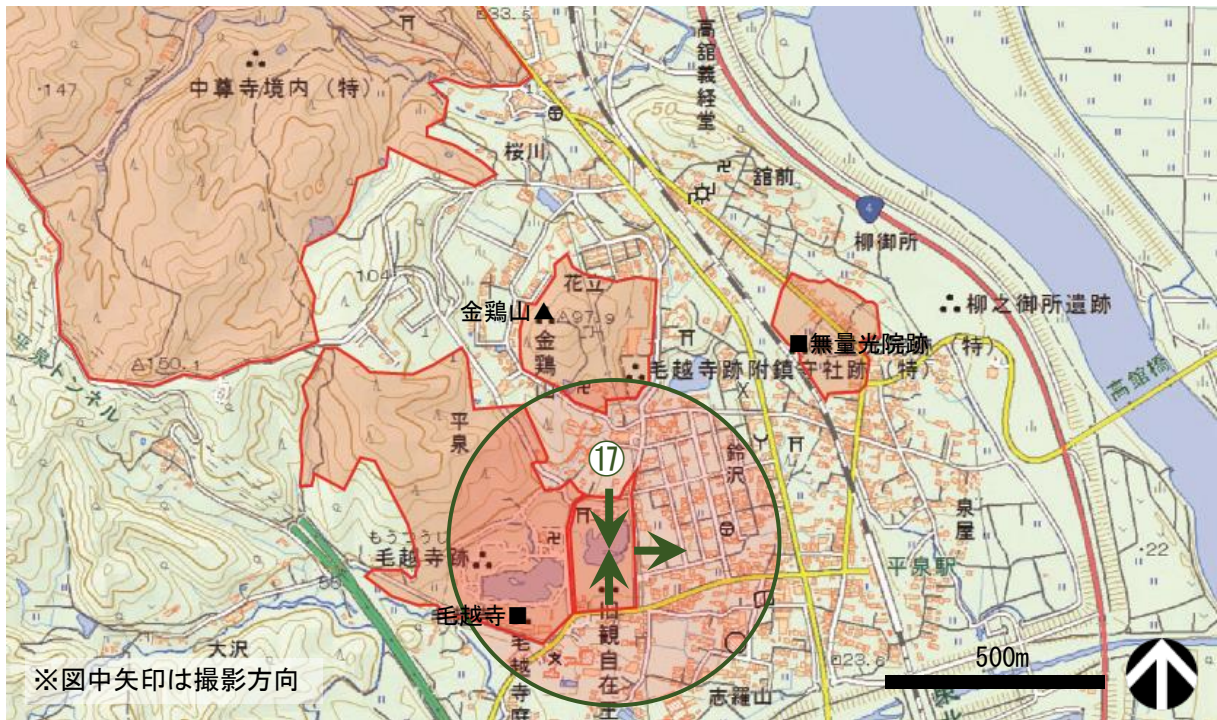
地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑬	属性 1	観自在王院跡から金鷄山方向	○	包括的保存管理計画 (経過観察地点)	● 金鷄山 ◆ 地形(山体・山頂) ◆ 山を覆う樹叢		携帯基地局設置・ 東側山腰の風力発電等 ※ 宿泊施設の看板設置等

※1 各属性の定義
 資産全体と一休の良好な環境
 総括的属性：金鷄山との関係を伴う4つの寺院の複合体
 属性1：3つの浄土庭園、金鷄山、双方のつながり
 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境
 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園
 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性 (attributes)」の欄に表記することとした。

※2 観察・評価の地点について
 ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。
 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。

観察・評価の地点①⑦：観自在王院庭園

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



※図中矢印は撮影方向

■観察・評価の地点からの写真



阿弥陀堂から南方向



南門跡から北方向



東稲山方向（東）

■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
①⑦	属性2	観自在王院庭園		新規	<ul style="list-style-type: none"> ●庭園 ◆地形(池泉・遺水/水量・水質) ◆樹叢・樹木 ●外周 ◆地形(背景をなす丘陵等) ◆樹叢・樹木 ●その他 ◆音(静けさ) ◆匂い ◆特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能) 		携帯基地局設置等 ※ 宿泊施設の看板設置等
※1 各属性の定義 資産全体と一体の良好な環境 総括的属性：金鶏山との関係を伴う4つの幸跡の複合体 属性1：3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現在するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。							
※2 観察・評価の地点について ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。							

※地点①⑦は、聴覚・嗅覚に係る観察・評価もあわせて実施する地点

観察・評価の地点⑱：無量光院跡

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑱	属性2	無量光院跡		新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 庭園 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地形(池泉・造水/水量・水質) ◆ 樹叢・樹木 ● 外周 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地形(背景をなす丘陵等) ◆ 樹叢・樹木 ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 音(静けさ) ◆ 匂い ◆ 特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆ 無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能) 	中尊寺通り改良(H23)	携帯基地局設置等
<p>※1 各属性の定義</p> <p>遺産全体と一体の良好な環境 総合的属性：金鷄山との関係を伴う4つの寺院の複合体 属性1：3つの浄土庭園・金鷄山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鷄山・浄土庭園</p> <p>なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。</p> <p>※2 観察・評価の地点について ○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。</p>							

※地点⑱は、聴覚・嗅覚に係る観察・評価もあわせて実施する地点

観察・評価の地点⑬：毛越寺庭園

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



■観察・評価の地点からの写真



本堂方向（南）



洲浜・立石方向（西）



東稲山方向（東）

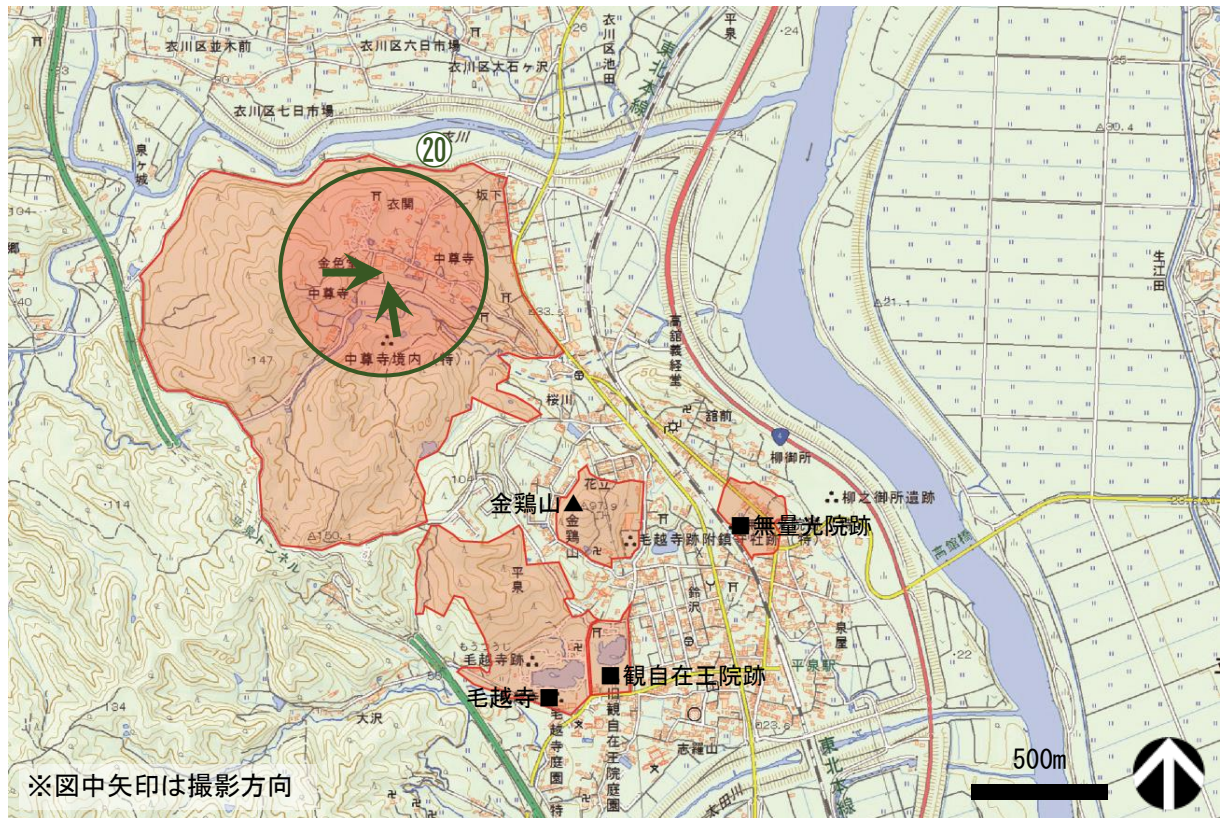
■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚)／遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑬	属性2	毛越寺庭園		平泉町景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ●庭園 <ul style="list-style-type: none"> ◆地形(池泉・遺水/水量・水質) ◆樹叢・樹木 ●外周 <ul style="list-style-type: none"> ◆地形(背景をなす丘陵等) ◆樹叢・樹木 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ◆音(静けさ) ◆匂い ◆特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆無形の要素(宗教儀礼・伝統芸能) 		携帯基地局設置 ※ 宿泊施設の看板設置等
※1 各属性の定義		遺産全体と一体の良好な環境 総括的属性: 金鶏山との関係を伴う4つの寺院の複合体 なお、属性が重複している観察・評価の地点については、より関係が深い属性を優先して「属性(attributes)」の欄に表記することとした。		属性1: 3つの浄土庭園、金鶏山、双方のつながり 属性2: 理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3: 現存するか、又は考古学的遺跡である寺院・金鶏山・浄土庭園			
※2 観察・評価の地点について		○: 「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★: 「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。					

※地点⑬は、聴覚・嗅覚に係る観察・評価もあわせて実施する地点

観察・評価の地点⑳：中尊寺境内（大池）から中尊寺・東稲山方向

■観察・評価の地点の位置及び視界の及ぶ範囲



※図中矢印は撮影方向

■観察・評価の地点からの写真



中尊寺境内（大池）から東稲山方向（東）



中尊寺境内（大池）から中尊寺方向（北）

■観察・評価の地点の概要

地点番号	属性(※1) (attributes)	位置	重要眺望 景観○ 景観条例 委員推薦★ (※2)	現在の計画等との関連	属性の観察・評価の指標 (monitoring indicators) 景観(視覚・聴覚・嗅覚) / 遺跡(遺構・遺物)	過去の影響評価に係る 開発事業等	今後想定される 開発事業等
⑳	属性2	中尊寺境内（大池）から 中尊寺・東稲山方向		新規	<ul style="list-style-type: none"> ●庭園 ◆地形（池泉・遺水／水量・水質） ◆樹叢・樹木 ●外周 ◆地形（背景をなす丘陵等） ◆樹叢・樹木 ◆その他 ◆音（静けさ） ◆匂い ◆特に留意すべき視覚・聴覚・嗅覚の対象 ◆無形の要素（宗教儀礼・伝統芸能） 	東稲山風力発電 (参考:H27) 中尊寺仏堂建設 (H28)	携帯基地局設置・ 東稲山様の風力発電等 ※ 中尊寺境内・周辺地での 開発行為等
<p>※1 各属性の定義</p> <p>遺産全体と一体の良好な環境 総合的属性：金鶏山との関係を伴う4つの寺跡の複合体 属性1：3つの浄土庭園・金鶏山、双方のつながり 属性2：理想郷としての浄土庭園とその周辺環境 属性3：存在するか、又は考古学的遺跡である寺跡・金鶏山・浄土庭園</p> <p>※2 観察・評価の地点について</p> <p>○：「平泉町景観計画」において「重要眺望景観」として位置づけられたもの。 ★：「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の策定時に策定委員から推薦があったもの。</p>							

※地点⑳は、聴覚・嗅覚に係る観察・評価もあわせて実施する地点

第6章 開発行為等のOUVの属性に対する負の影響の程度 —HIAを実施する際の観察・評価の指標—

本章では、第4章において整理した「開発行為等がOUVの属性に与える影響の観点」に基づき、個々の開発行為等がOUVの属性に与える負の影響の程度について示す。負の影響の程度についての考え方は基本的にイコモスによるガイダンス文書（2011）（3ページに掲出した註1、註2を参照されたい）に従っているが、関係者間における理解をより容易にするためにレベルを4段階に区分し、それぞれの段階におけるOUVの属性と負の影響の程度との関係について解説を加えた。OUVの属性ごとに4段階に区分した負の影響の程度は、HIAを実施する際に観察・評価の指標となるものである（66ページの表6を参照されたい）。

1 負の影響の程度（HIAの観察・評価の指標）区分

OUVの属性との関係を考慮し、負の影響の程度（HIAの観察・評価の指標）を重大なものから無視可能なものに至るまで順に下記の4段階に区分した。

(1) 【レベル4 重大】：OUVの属性への重大な影響（67ページを参照されたい）

世界遺産委員会決議（平成23年（2011））（137～139ページを参照されたい。）における総合的所見、評価基準、完全性、真実性、保護及び管理に必要な措置の記載内容が成立しなくなる程度の変更が該当する。

当該影響レベルに合致する開発計画に対し、イコモスは直ちに当該資産の危機遺産一覧表への記載を勧告するか、又は1年程度の間改善が認められない場合に危機遺産一覧表への記載を勧告することが多い。

(2) 【レベル3 相当程度】：OUVの属性への明確な影響（68ページを参照されたい）

世界遺産委員会決議（平成23年（2011））における総合的所見、評価基準、完全性、真実性、保護及び管理に必要な措置の記載内容に変更が生じる可能性のある場合が該当する。

当該影響レベルに合致する開発事業等に関し、イコモスは『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づく保全状況報告書(State of Conservation Report)の提出を要請すべきと勧告することが多い。

(3) 【レベル2 小規模】：OUVの属性への微細な又は潜在的な影響（69ページを参照されたい）

世界遺産委員会決議（平成23年（2011））における総合的所見、評価基準、完全性、真実性、保護及び管理に必要な措置の記載内容に直ちに変更が生じる可能性はないものの、長期的にはその可能性を考慮すべき場合が該当する。

当該影響レベルに合致する開発事業等については、大多数の人々が世界遺産にとつ

て好ましくないものと認識し、計画変更等による OUV の属性の保全を期待することが多い。

(4) 【レベル1 無視可能】：OUV の属性への無視できる程度の影響（70 ページを参照されたい）

世界遺産委員会決議（平成 23 年（2011））における総合的所見、評価基準、完全性、真実性、保護及び管理に必要な措置の記載内容に変更が生じる可能性がないもの。

当該影響レベルの開発事業等は日常的に発生し得るものであり、必ずしも行政上の許認可手続き等を要しない内容のものを含んでいる。

2 OUV の属性と負の影響の程度区分との関係

それぞれの OUV の属性と具体的な負の影響の程度との関係を表 6 に示した。表 6 は、OUV の属性ごとにレベル 1 からレベル 4 までの 4 段階に区分した負の影響の程度に基づき、HIA を実施する際の観察・評価の指標を整理したものだといってよい（66 ページを参照されたい）。

3 開発行為等による OUV の属性への影響が問題となる事例

67～70 ページには、開発行為等による OUV の属性への影響の程度を、4 段階にわたるシミュレーション写真により例示した。ただし、これらの写真は、あくまで工作物の設置を含む開発事業等を仮想して作成したものである。開発事業等の大半は既に景観条例により視覚的な観点から規制されていることから、シミュレーション写真には現実的に発生し得ない施設の設置の事例を含んではいるが、あくまで影響のレベルをイメージとして示したものであることを理解されたい。なお、例示はあくまで部分的なものであり、想定できる事例を網羅的に示したものではないことについても留意されたい。

表6 平泉のOUVの4つの属性と開発行為等による負の影響の程度（HIAにおける観察・評価の指標）との関係

属性 attributes		影響の程度(HIAにおける観察・評価の指標)			
		【レベル4:重大】 OUVの属性への重大な影響	【レベル3:相当程度】 OUVの属性への明確な影響	【レベル2:小規模】 OUVの属性への微細な又は潜在的な影響	【レベル1:無視可能】 OUVの属性への無視できる程度の影響
資産全体と一体の 良好な環境		【レベル4】 世界遺産を中心として、平泉の歴史・文化に対する来訪者の理解を大きく阻害する変更	【レベル3】 世界遺産を中心として、平泉の歴史・文化に対する来訪者の理解に何らかの阻害が生じる変更	【レベル2】 世界遺産を中心として、平泉の歴史・文化に対する来訪者の理解への阻害が気になる程度の変更	【レベル1】 世界遺産を中心として、平泉の歴史・文化に対する来訪者の理解への阻害が気づかれない程度の変更
		【例示】 世界遺産平泉の成立・継承を物語る歴史的・文化的環境を、来訪者が感じ取ることが不可能となる変更	【例示】東稲山稜への風車など 世界遺産平泉の成立・継承を物語る歴史的・文化的環境を、来訪者が感じ取るうえで何らかの阻害が生じる変更	【例示】道の駅平泉 世界遺産平泉の成立・継承を物語る歴史的・文化的環境を、来訪者が感じ取るうえでの阻害が気になる程度の変更	【例示】県道衣川花巻線など 世界遺産平泉の成立・継承を物語る歴史的・文化的環境を、来訪者が感じ取るうえでの阻害が気づかれない程度の変更
総合的 属性	金鶏山・4つの寺院仏堂・ 浄土庭園の複合体	【レベル4】 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体を、大きく阻害する変更	【レベル3】 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体に対して、何らかの阻害が生じる変更	【レベル2】 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体に対して、阻害が気になる程度の変更	【レベル1】 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体に対して、阻害が気づかれない程度の変更
		【例示】 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体に対して、視認が不可能となる変更	【例示】 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体に対して、視認が困難となる変更	【例示】衣川流域携帯基地局 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体に対して、視認に影響を及ぼす変更	【例示】 金鶏山と4つの寺院・浄土庭園から成る複合体の全体に対して、視認に影響を及ぼさない変更
属性1	3つの浄土庭園、金鶏山、 双方のつながり	【レベル4】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりを大きく阻害する変更	【レベル3】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりへの何らかの阻害が生じる変更	【レベル2】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりへの阻害が気になる程度の変更	【レベル1】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりへの阻害が気づかれない程度の変更
		【例示】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりが視認不可能となる変更	【例示】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりに、何らかの阻害が生じる変更	【例示】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりに影響を及ぼす変更	【例示】 3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的つながりに影響を及ぼさない変更
属性2	理想郷としての浄土庭園 とその周辺景観	【レベル4】 各々の浄土庭園において、仏国土(浄土)の観想に不可欠の展望・静けさ・宗教行為・伝統芸能等を大きく阻害する変更 各々の浄土庭園において、建築・庭園・遺跡の各要素の保存を大きく阻害する変更	【レベル3】 各々の浄土庭園において、仏国土(浄土)の観想に不可欠の展望・静けさ・宗教行為・伝統芸能等を大きく阻害される変更 各々の浄土庭園において、建築・庭園・遺跡の各要素の保存への何らかの阻害が生じる変更	【レベル2】 各々の浄土庭園において、仏国土(浄土)の観想に不可欠の展望・静けさ・宗教行為・伝統芸能等への阻害が気になる程度の変更 各々の浄土庭園において、建築・庭園・遺跡の各要素の保存への阻害が気になる程度の変更	【レベル1】 各々の浄土庭園において、仏国土(浄土)の観想に不可欠の展望・静けさ・宗教行為・伝統芸能等への阻害が気づかれない程度の変更 各々の浄土庭園において、庭園・建築・地下遺跡の各要素の保存への阻害が気づかれない程度の変更
		【例示】 浄土庭園内から背景となる丘陵の樹叢等が視認不可能となる変更、寺院境内・浄土庭園内に恒常的に悪臭をもたらす変更、又は寺院境内・浄土庭園内において宗教儀礼・伝統芸能を行うことが不可能となる変更 浄土庭園としての認識が不可能となる程度の建築・庭園・地下遺跡の各要素に大規模な損壊を生じる変更	【例示】 浄土庭園内から背景となる丘陵の樹叢等が視認が困難となる変更、寺院境内・浄土庭園内に継時的に悪臭をもたらす変更、又は寺院境内・浄土庭園内において宗教儀礼・伝統芸能を行うことが困難となる変更 浄土庭園としての認識が困難になる程度の建築・庭園・遺跡の各要素に損壊を生じる変更	【例示】 浄土庭園内から背景となる丘陵の樹叢等の視認への阻害が気になる程度の変更、寺院境内・浄土庭園内での悪臭が気になる程度の変更、又は寺院境内・浄土庭園内において宗教儀礼・伝統芸能への影響が気になる程度の変更 浄土庭園としての認識に影響を与える程度の建築・庭園・地下遺跡の各要素の安定的な維持が気になる程度の変更	【例示】 浄土庭園内から背景となる丘陵の樹叢等の視認への阻害が気にならない程度の変更、寺院境内・浄土庭園内での悪臭が気にならない程度の変更、又は寺院境内・浄土庭園内において宗教儀礼・伝統芸能への影響が気にならない程度の変更 浄土庭園としての認識に影響を与えず建築・庭園・地下遺跡の各要素の安定的な維持が気にならない程度の変更
属性3	現存するか又は考古学的 遺跡である寺院・浄土庭園、 金鶏山	【レベル4】 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)の保存を大きく阻害する変更	【レベル3】 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)の保存への何らかの阻害が生じる変更	【レベル2】 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)の保存への阻害が気になる程度の変更	【レベル1】 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)の保存への阻害が気づかれない程度の変更
		【例示】 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)を大規模に損壊し又は保存状態に広範囲の不安定化を生じる変更	【例示】 県道工事による無量光院園池跡の一部損壊、中尊寺(光勝院)の改築など 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)の一部を損壊し又は保存状態に部分的な不安定化を生じる変更	【例示】 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)の安定的な維持への阻害が気になる程度の変更	【例示】 仏堂・浄土庭園、金鶏山の地下遺跡(遺構・遺物)の安定的維持への阻害が気づかれない程度の変更

※ 表6の【例示】で具体例が示されているものについては、過去のHIAにおいて実施されたものである。また、「平泉」で過去に実施したHIAの実績については、巻末の参考資料2(90ページ)に掲示している。

(2) レベル3 (相当程度)

【レベル3】3つの浄土庭園と金鷄山との間の視覚的つながりに何らかの阻害を生ずる変更



【具体的な事例】

《資産全体と一体の良好な環境》

- 中尊寺（関山）、金鷄山、塔山での地形の形状変更
- 資産全体の視覚的な把握が困難となる新たな建築物その他の工作物の設置
- 金鷄山と構成資産である寺院又は寺院跡との間において、金鷄山の視認を阻害する新たな建築物その他の工作物の設置

《総括的属性》

- 東側（東稲山側）丘陵における大規模な地形の形状変更
- 東側（東稲山側）丘陵における大規模な建築物その他の工作物の設置
- 北上川、衣川、太田川の流路変更及び建築物その他の工作物の追加的な設置

《属性1》

- 無量光院跡の園池東側（推定東門付近）から金鷄山への視界において、金鷄山の稜線を超える建築物その他の工作物の設置
- 毛越寺と観自在王院跡との間の道路遺構から金鷄山への視界において、金鷄山頂が視認困難となる建築物その他の工作物の設置

《属性2》

- 各浄土庭園から視認が可能な範囲における建築物その他の工作物の設置
- 各浄土庭園の景観を構成する要素の部分的な破壊等

《属性3》

- 変更箇所が一部に限定されている12世紀の地下の遺跡（遺構・遺物）への変更で、原状回復が困難となる程度のもの
- 仏堂（金色堂）のごく一部の損壊
- 特別史跡又は特別名勝及び史跡又は名勝の本質的価値を構成する諸要素のうち、OUVの属性を表すものに対する現状変更及び保存に影響を及ぼす行為
- 国宝又は重要文化財でOUVの属性を表すものに対する現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

(3) レベル2 (小規模)

【レベル2】 3つの浄土庭園と金鷄山との間の視覚的なつながりへの阻害が気になる程度の変更



【具体的な事例】

《資産全体と一体の良好な環境》

- 資産全体の把握を阻害する新たな建築物その他の工作物の設置
- 視認される金鷄山と構成資産である寺院又は寺院跡との間における建築物その他の工作物の設置

《総括的属性》

- 東側（東稲山側）丘陵における小規模な地形の形状変更
- 東側（東稲山側）丘陵における小規模な建築物その他の工作物の設置
- 北上川、衣川、太田川の流路変更及び建築物その他の工作物の追加的な設置

《属性1》

- 無量光院跡の園池東側（推定東門付近）から金鷄山への視界において、金鷄山の眺望を新たに阻害する建築物その他の工作物の設置
- 毛越寺、観自在王院跡間の道路遺構上から金鷄山頂への視界において、金鷄山の眺望を阻害する建築物その他の工作物の設置

《属性2》

- 各浄土庭園から視認可能な範囲における既存の建築物その他の工作物の改修
- 各浄土庭園の景観を構成する要素への変更で、発掘調査や修復に起因するもの

《属性3》

- 学術的観点からの発掘調査及び修復による12世紀の地下の遺跡（遺構・遺物）に対する変更で、保存への阻害が気になる程度のもの
- 原状復旧を目的とする仏堂（金色堂、経蔵、金色堂覆堂、常行堂）の修復
- 近代以降に設置された仏堂の除却、改修
- 特別史跡又は特別名勝及び史跡又は名勝の本質的価値を構成する諸要素のうち、OUVの属性と直接的関係を持たないものへの現状変更及び保存に影響を及ぼす行為
- 国宝又は重要文化財でOUVの属性との直接的関係を持たないものに対する現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

(4) レベル1（無視可能）

【レベル1】3つの浄土庭園と金鶏山との間の視覚的なつながりへの阻害が気づかれない程度の変更



【具体的な事例】

《資産全体と一体の良好な環境》

- 資産全体の把握を阻害する小規模な建築物その他の工作物の設置
- 視認される金鶏山と構成資産である寺院又は寺院跡との間における小規模な建築物その他の工作物の設置

《総括的属性》

- 東側（東稲山側）丘陵以外における小規模な地形の形状変更
- 東側（東稲山側）丘陵以外における建築物その他の工作物の設置
- 北上川、衣川、太田川の既存工作物の修復

《属性1》

- 金鶏山を眺望した際に、視界に入る既存の建築物その他の工作物の改修、修復

《属性2》

- 各浄土庭園から視認可能な範囲での既存の建築物その他の工作物の改修（現状より小規模化が図られるもの）
- 各浄土庭園の景観を構成する要素の変更で、発掘調査及び修復に起因するもの（地形の形状変更を伴わないもの）

《属性3》

- 学術的観点からの発掘調査や修復による12世紀の地下の遺跡（遺構・遺物）への変更で、その保護が確実であるもの
- 原状回復を前提とする仏堂の修復
- 近代以降に設置された仏堂の改修
- 特別史跡又は特別名勝及び史跡又は名勝の本質的価値を構成する諸要素と密接に関連する諸要素のうち、OUVの属性と直接的関係を持たないものに対する現状変更及び保存に影響を及ぼす行為
- 国宝又は重要文化財でOUVの属性と直接的関係を持たないものに対する現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

第7章 OUVの属性への影響に対するモニタリング（経過観察）の指標

OUVを確実に保護するためには、OUVの属性に影響を与えないよう監視の方策及び負の影響が及ばない方策について検討する必要がある、その考え方の概要及び指標の例を表7（71～72ページ）に示した。

なお、表7については、「平泉」の包括的保存管理計画（平成31年（2019）3月改訂版）（40ページに掲出した註9を参照されたい）の「第7章 経過観察の実施」において「資産に対して負の影響を与える要因」として示した表（参考資料4（108～109ページ）を参照されたい）をもとに、本報告書で定義したOUVの属性ごとのモニタリング（経過観察）の対象について追記し作成したものである。

表7 OUVの属性ごとのモニタリング（経過観察）の対象

OUVの属性	現行の観察・評価の指標 （包括的保存管理計画）	今後の観察・評価の指標 （●継続 ○新規）
資産全体と一体の良 好な環境	・緩衝地帯における現状変更 の数	●緩衝地帯における現状変更の 数 ○属性ごとのモニタリングに関 する観察・評価の地点ごとの モニタリング（経過観察） （資産全体の周辺環境等）
【総括的属性】 金鶏山・4つの寺院仏 堂の複合体	・景観を阻害する要因の数 ・規制（景観条例等）に適合 しない要因の数	●景観を阻害する要因の数 ●規制（景観条例等）に適合し ない要因の数 ○総括的属性に関する観察・評 価の地点ごとのモニタリング （経過観察） （地形・樹叢等）
【属性1】 3つの浄土庭園、金鶏 山、双方のつながり	・景観を阻害する要因の数 ・規制（景観条例等）に適合 しない要因の数 ・現状変更数及び内容	●景観を阻害する要因の数 ●規制（景観条例等）に適合し ない要因の数 ●現状変更数及び内容 ○属性1属性に関する観察・評 価の地点ごとのモニタリング （経過観察） （地形／樹叢等）

<p>【属性2】 理想郷としての浄土 庭園とその周辺景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を阻害する要因の数 ・規制（景観条例等）に適合しない要因の数 ・現状変更数及び内容 ・伝統演目の継承数 ・宗教儀礼及び芸能等の開催数 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観を阻害する要因の数 ●規制（景観条例等）に適合しない要因の数 ●現状変更数及び内容・各観察地点による経過観察 ○属性2に関する観察・評価の地点ごとのモニタリング（経過観察） （地形／庭園・外周の樹叢・樹木／その他：聴覚・嗅覚無形の要素／無形：宗教儀礼・伝統芸能等）
<p>【属性3】 現存するか又は考古学的遺跡である寺院・浄土庭園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の状況（礎石の位置等） ・現状変更数及び内容 	<ul style="list-style-type: none"> ●遺構の状況（礎石の位置など） ●現状変更数及び内容 ○属性3に関する観察・評価の地点ごとのモニタリング（経過観察） 建築（地上に現存／12世紀の仏堂・後代の仏堂等／12世紀の仏堂の礎石／地下の埋蔵遺構等） 庭園（地上の露出遺構・石組み／地下の埋蔵遺構等） 庭園（地上の復元庭園・地下の埋蔵遺構）

第8章 HIAに必要となる資料

本章では、HIAを実施する際に判断材料として必要となる基礎資料の種類（図面・データ等）及びOUVの属性に与える影響の程度を説明する資料として必要なものを整理する。

開発事業等が遺産に対して与える影響を「平泉」のHIA指標に基づき判断する場合には、以下に示す情報を網羅した基礎資料が必要である。

1 事業内容

事業内容を示す下記の詳細資料について準備が必要である。なお、観察・評価のために必要となる情報・資料の例示については、今後、観察・評価の指標の運用方法について検討する段階においてさらに具体化させていくこととする。

- ・ 事業計画書（事業目的等の概要説明）
- ・ 位置図（概要図・拡大図）
- ・ 設計図（平面図・立面図・断面図・仕様図）

表8 事業内容に関する項目の整理表

想定される事業の種別	必要とされる観察・評価のための資料の例
1 道路事業等	事業範囲の平面図、完成予想図、詳細な横断面図、騒音予想などの分析データ等
2 携帯電話基地局等	事業位置図、平面図、複数の観察・評価の地点からの完成予想図、基礎部分の横断面図等
3 風力発電施設	事業位置図、平面図、複数の観察・評価の地点からの完成予想図等
4 太陽光発電施設	事業位置図、平面図、複数の観察・評価の地点からの完成予想図、基礎部分の横断面図等
5 建築物その他の工作物の新築又は増改築	事業位置図、平面図、完成予想図、横断面図、詳細な仕様図、（公共施設・商業施設等の場合、騒音・悪臭等の分析データ）等
6 仏堂等の新築又は増改築	事業位置図、平面図、完成予想図、横断面図、詳細な仕様図等
7 屋外広告物等（広告物以外の掲示物を含む）	事業位置図、平面図、完成予想図、詳細な仕様図等
8 資産内における発掘調査	発掘調査位置図、詳細な発掘調査計画、調査終了後の遺物・遺構の保護方法等
9 資産内における遺跡（遺構・遺物）の修復、保全環境の改善	詳細な修復・整備計画、OUVの属性との関係についての検討等

2 景観の側面からのシミュレーション

全体で 20 箇所の観察・評価の地点のうち、OUV の属性と直接的又は間接的に関係する地点を選択し、OUV の属性 に対する永続的かつ不可逆的な影響を及ぼす可能性について、景観に係る視覚的な影響等を考慮し、設置予定の建築物その他の工作物を仮想的に描画したシミュレーション写真を作成することが必要である。

また、聴覚・嗅覚的観点についても、視覚的観点と同様に設置予定の建築物その他の工作物がもたらす騒音及び悪臭に係るデータも必要である。

3 地下の遺跡（遺構・遺物）に関する情報

開発事業等が計画されている場所及びその周辺における地下の遺跡（遺構・遺物）の分布図が必要である。図面の縮尺については、地下の遺跡（遺構・遺物）の重要性についての観察・評価を行うことが可能となる程度のものが必要である。

終章 本報告書の成果の概要と今後の課題

1 本報告書の成果の概要

本報告書では、平成 23 年（2011）の世界遺産委員会決議（137～139 ページを参照されたい）に基づき実施してきた「平泉」の HIA の課題を整理するとともに、HIA をできる限り客観的に行っていくために OUV の属性を定義し、属性ごとに HIA のための観察・評価の指標を明示した。本報告書の成果の概要は、以下の（1）～（7）にまとめるとおりである。

- （1）HIA を行う前提として、「平泉」の OUV の属性を属性 1～3 及び総括的属性として定義し、個々の属性を表す諸要素を抽出した。（第 3 章）
- （2）OUV の属性に対する負の影響の程度を観察・評価に必要な側面を景観（視覚的なもののみならず聴覚と嗅覚を含む）と遺跡の 2 つに区分し、さらに前者を観察・評価の地点と対象に、後者を地上に表出している遺跡と地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）にそれぞれ区分した。（第 3 章）
- （3）具体的な開発行為等と OUV の属性との関係を整理し、開発行為等の事例ごとに、景観及び遺跡の各側面から OUV の属性に対する影響を観察・評価するための留意点を整理した。（第 4 章）
- （4）具体的に観察・評価するための地点を設定した。（第 5 章）
- （5）開発行為等が OUV の属性に与える影響の程度を 4 段階に区分し、属性ごとに HIA を実施する際の観察・評価の指標として整理するとともに、シミュレーション写真により影響の程度に関する事例を判りやすく示した。（第 6 章）
- （6）OUV の属性への影響に関する観察・評価の指標を踏まえ、モニタリング（経過観察）すべき指標を再整理した。（第 7 章）
- （7）HIA に必要となる資料を列挙した。（第 8 章）

2 今後の課題

上記のような成果があったとはいえ、現状で認識している HIA の課題のすべてを本調査研究において解決できたわけではない。特に今後いかに観察・評価の指標を運用していくのかの方法については、令和 2（2020）年度以降に検討し定めるべき課題として残された。個々の課題は以下のとおりである。

（1）関係者への周知

HIA については、国内法にその規定がないことから、世界遺産条約の趣旨に基づく適切な保全を実現するための方法のひとつとして、『平泉 包括的保存管理計画』（平成 31 年（2018）改訂版）⁴において、その手続きを示している。しかし、当該計画は法令に基づかない性質のものであることから、HIA のプロセスを含め開発行為等を計画する際の事前の事務手続きの周知が不十分となっている。そのため、HIA の制度や手続きについて、開発行為等の主体者に周知する具体的方法を整える必要がある。

(2) 対象となる開発行為等の区分

各種の開発行為等には、さまざまな規模や性質があり、OUVの属性への影響も多様であることから、例えば、①OUVの属性への影響を事務的に判断する開発行為等、②平泉遺跡群調査整備指導委員会等の有識者委員会に観察・評価を依頼する開発行為などと、それぞれ区分する場合の考え方・方法・手順等について整える必要がある。

(3) 景観の観点からHIAの観察・評価の地点を追加する場合の方法

これまで実施してきたHIAの過程では、開発行為等の対象地が来訪者・地域住民による利用の多い道路に近接している場合、各市町の景観条例で予め定めた観察・評価の地点以外に遺産への影響を評価するための適当な地点を選択し、観察・評価の充実に努めてきた経緯・実績がある。そのような経緯・実績に鑑み、令和2（2020）年度以降にHIAの運用の在り方を検討する際には、個別の開発行為等の位置・規模等を考慮しつつ、必要と考えられる場合には観察・評価の地点を追加できるよう手順を定めておくことが求められる。例えば、個別のHIAに関する平泉遺跡群調査整備指導委員会からの指摘に基づき、推進協議会が観察・評価の地点の追加について提案できるよう手順を定めるなどの方法が考えられる。

(4) 実施の際に必要な資料等の作成

HIAの実施に要する経費等の負担を含め、HIAを実施するために必要な資料等の作成方法の詳細について明示する必要がある。

(5) HIAの実施

開発事業等の主体に対してHIAの実施を依頼する側と、HIAの報告書の内容を評価する側（平泉遺跡群調査整備指導委員会等の有識者委員会）との間の事務手続きにおいて、それぞれが実施すべき事務の範囲を明確に整理する必要がある。

(6) HIAの結果に基づく調整

HIAの実施結果に基づいて、当該開発行為等による負の影響を軽減するために取るべき改善策について、改善を要請する側と開発行為等の主体との間における協議の方法について整理する必要がある。

上記の(1)～(5)の課題を「平泉」に関わるすべての関係者間において共有し、「平泉」のOUVの保全がHIAのプロセスを通じてより確実となることを共通の理解とすることが重要である。

なお、本報告書においては直接言及していないが、HIAの実施にあたっては「インタープリテーション、アクセスに関する普及啓発、啓蒙活動、教育、復元（再建）計画」及び「情報・知識・理解を発信するための提案」（「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」（2011）の英語版41ページ）¹の妥当性・信頼性等についても考慮する必要がある。これらの点については、本報告書において記述したOUVの属性及びそれらについての観察・評価の指標とは異なる指標が必要と考えられる。今後の課題としたい。

